

総務警察委員会記録

開催日時 平成27年12月11日(金) 13:02~16:24

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

粒谷 友示 委員長
山村 幸穂 副委員長
亀田 忠彦 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
田尻 匠 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 総務部長
長岡 危機管理監
一松 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
福井 観光局長
羽室 警察本部長
高井 警務部長
藤本 生活安全部長
萬谷 刑事部長
大森 交通部長
福田 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第 87号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第 88号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 90号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議第 91号 奈良県税条例等の一部を改正する条例

議第 92号 奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

議第 93号 奈良県文化会館条例の一部を改正する条例

議第 100号 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

議第 102号 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議第 103号 職員の退職管理に関する条例

議第 113号 当せん金付証券の発売について

(2) その他

〈会議の経過〉

○粒谷委員長 ただいまから総務警察委員会を開催します。

本日は傍聴がございませんけれども、もし申し出があれば、20名を限度に入室していただきます。

それでは案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載をしております。

まず、審査に先立ちまして申し上げますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告とさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長より説明をいただきます。

○野村総務部長 今定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部に関する事項について、説明します。

まず、「平成27年度一般会計補正予算案その他」の目次をお開きください。12月1日に提出の議案は、議第87号の予算が1件、議第88号から議第103号までの条例の

制定、改正及び廃止が16件、議第104号から議第113号までの契約等が10件、合計27件です。以下、総務部に関するものについて説明させていただきます。その他についてはそれぞれの部局長が所管の委員会で説明します。補正予算案と条例案については、後ほど別途配付した資料で説明させていただきます。まず、「平成27年度一般会計補正予算案その他」で契約等について説明します。

89ページ、議第113号、当せん金付証券の発売についてです。当せん金付証券、いわゆる宝くじの平成28年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、今年度と同額です。

続きまして、補正予算案について説明させていただきます。「平成27年12月定例県議会提出予算案の概要」1ページ、平成27年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出それぞれ18億7,800万円余です。また、新規の繰越明許費として6億2,900万円余、債務負担行為として72億8,900万円余を計上しています。これらは、各県政諸課題に切れ目なく効果的に対応するための経費やその他緊急に措置を必要とするものについて計上するもので、政策課題別の内訳は記載のとおりです。財源内訳ですが、歳入予算は特定財源として、国庫支出金として医療介護提供体制改革推進交付金を3億5,100万円、財産収入として、地域医療介護総合確保基金の運用収入を100万円余、また、同基金からの繰入金を4,000万円余計上するとともに、残余の一般財源として繰越金を14億8,600万円余計上しています。この結果、一般会計の総額は4,937億1,900万円余となり、当初予算に比べて4.8%の増、前年度同期比では0.2%の減となっています。歳出予算については、総務部に関するものとして、後ほど危機管理監から説明するものを除き、私からは3件説明させていただきます。なお、各補正予算の歳入歳出の款項の内訳は、先ほどごらんいただいた「平成27年度一般会計補正予算案その他」に記載しています。

それでは、2ページ、県庁舎エレベーターホール等木質化事業です。県庁舎エレベーターホール等の木質化について、一体的な景観を確保する観点から、ホール側面だけでなく、天井についても行うこととしたことから、設計等に時間を要し、工事が平成28年度にずれ込んだものです。実施設計終了後、速やかに発注手続に入らせていただきたいと考えているため、工事に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。なお、4ページの債務負担行為補正に同様の内容を再掲しています。

3ページ、7その他、議員報酬の改定に伴う減額です。9月定例県議会で改正されまし

た、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例に基づき、議員報酬を減額するものです。次、財政調整基金積立金です。平成26年度決算剰余金25億7,900万円について、地方財政法に基づき、その2分の1を下回らない額、12億9,000万円を財政調整基金に積み立てるものです。

続きまして、条例の説明に入らせていただきます。長岡危機管理監が説明するものを除き、総務部所管に関係する条例について5件説明させていただきます。

「平成27年12月定例県議会提出条例」1ページ、議第88号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。これは、開催実績の乏しい附属機関の見直しに伴い、6つの附属機関を廃止することから所要の改正を行うものです。うち、総務部に係るものは、1の(2)奈良県求償審査会です。施行期日は公布の日とさせていただきます。

続きまして、6ページ、議第90号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、開催実績の乏しい附属機関の見直しに伴い、奈良県公務災害補償等認定委員会を廃止するとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための国民年金保険法等の一部改正する法律の施行に伴い、ほかの法令による給付等の調整に係る規定を整備するため、所要の改正をするものです。施行期日は公布の日とし、一部については、平成27年10月1日からの適用としています。

続きまして、16ページ、議第91号、奈良県税条例等の一部を改正する条例です。これは地方税法の改正を受けて、奈良県税条例等、6つの条例の改正が必要となったため、提案させていただくものです。改正案の概要ですが、一つ目、徴収の猶予及び職権または申請による換価の猶予に関し、担保が不要となる条件を猶予額100万円以内、もしくは猶予期間3カ月以内などとするなど、必要な事項を定めることです。二つ目、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、申請書等に申請者の氏名等を記載することを求めているものについて、あわせて個人番号等の記載を求めることです。施行期日は、一部を除き、平成28年1月1日としています。

76ページ、議第102号、奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例です。これは、マイナンバー法の施行に伴い、知事部局内、または知事部局と教育委員会の間で特定個人情報を利用もしくは提供できる事務について定めるなど、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る規定を整備するものです。施行期日は平成28年1月1日としています。

続きまして、80ページ、議第103号、職員の退職管理に関する条例です。これは、地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する必要な事項を定めるため、新たな条例を提案させていただくものです。その概要ですが、一つ目は、法の規定によるもののほか、人事委員会規則で定める職についていた者について、現職職員に対し、離職した日の5年前の日より前の職務に属する契約事務等に関して、離職後2年間働きかけを規制すること。二つ目として、人事院勧告規則で定める職についていた者について、離職後2年間、営利企業の地位についた場合において、離職時の任命権者に人事院勧告規則で定める事項を届け出ることを義務づけること。三つ目として、届け出義務に違反した者について、10万円の過料に処することです。施行期日は平成28年4月1日としています。

以上が今回提出しています議案の概要及び総務部所管に係るものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○長岡危機管理監 それでは、危機管理監所管の議案について説明します。

まず初めに、補正予算案について説明します。「平成27年12月定例県議会提出予算案の概要」3ページ、4安全・安心の確保、奈良県防災行政通信ネットワーク再整備事業です。防災行政通信ネットワークを再整備する工事を行うもので、適正工期を確保するため、58億112万円の債務負担行為の設定をお願いするものです。4ページ、債務負担行為補正の追加で、同様の内容を再掲しています。

続きまして、条例関係ですが、「平成27年12月定例県議会提出条例」1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。私の所管に係るものは、1附属機関の廃止の(1)奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会です。10年間の計画期間が平成27年度末で終了しますので、廃止をしたいと思います。施行期日は、平成28年4月1日となっています。

以上が提出させていただいている議案の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○一松地域振興部長 地域振興部所管の議案の内容について説明させていただきます。

平成27年度12月補正予算について説明申します。「平成27年12月定例県議会提出予算案の概要」2ページ、3文化の振興です。最初に、ムジークフェストなら2016開催事業です。文化芸術活動の活性化を図るとともに誘客を促進するため、全国から高い注目を集める音楽祭を開催するということです。時期は、平成28年6月11日から6月26日までの16日間で、大規模野外コンサートや市町村との連携コンサートなど、県内各地でコンサートを開催するとともに、今回は5周年に当たることから、世界遺産の社寺

で5周年記念公演を開催することとしています。それらの事業内容を早期に決定し、広報を展開するため、事前準備費用として400万円の計上をお願いするものです。また、平成28年度の事業実施に当たり、今年度中に契約事務を行う関係から、1億2,300万円の債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、文化会館、美術館周辺県有施設除却事業です。県文化会館、県立美術館とその周辺地域を一体的に整備し、魅力ある文化空間を創出することを含めて、両館の機能の向上のあり方の検討を進めたいと思っています。そのための文化財発掘調査の実施に向けて、老朽化が著しく、耐震基準を満たしていない県有の3つの施設について、これらの施設の行政機能や入居団体、すなわち消費生活センターや北分庁舎機能及び公益財団法人奈良婦人会館の移転を前提として、これらの施設を除却することとしたものです。この移転に係る費用として、4,942万9,000円の補正予算と平成28年度に除却工事に係る2億2,020万円の債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、地域振興部所管の条例について説明申します。「平成27年12月定例県議会提出条例」1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。このうち、地域振興部所管の事項について説明します。先ほどの野村総務部長の説明にもございましたが、開催実績の乏しい附属機関の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものです。地域振興部に関して、廃止しようとする附属機関は、奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金選定審査会です。これについては、補助金対象者の選定方法を見直し、申請者が申請書に専門家の意見を添付することとしたため、開催が不要になったものです。条例の施行は公布の日から施行することとしています。

続きまして、47ページ、奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例です。今回の改正は、当該条例で規定されている住民基本台帳ネットワークシステム利用事務の一部について、住民基本台帳法で直接規定されることとなったため、所要の改正をしようとするものです。施行期日は、平成28年1月1日からの施行としています。

続きまして、49ページ、奈良県文化会館条例の一部を改正する条例です。今回の改正は、平成27年3月に策定された奈良県障害者計画に沿って、文化会館の施設等の使用料を全部、または一部を免除できるようにするため、所要の改正をするものです。平成28年1月1日から施行することとしています。

以上で私からの説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○羽室警察本部長 警察本部所管の提出議案について説明します。

提出議案は、条例改正案1件です。「平成27年12月定例県議会提出条例」57ページ、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、風営法、風適法とも呼ばれていますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の改正に伴い、深夜に客に遊興させ、かつ客に酒類の提供を伴う飲酒をさせる営業である特定遊興飲食店営業について、必要な規制を設けるとともに、この特定遊興飲食店営業に係る許可申請手数料等を追加する等のための所要の改正をしようとするものです。施行日は、改正法が施行される平成28年6月23日を予定しています。ただし、59ページ、7手数料の追加のア営業の許可申請手数料については、平成28年3月23日からの施行を予定しています。

警察本部所管の提出議案は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○粒谷委員長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を願いたいと思いますが、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承を願いたいと思います。

○川田委員 まず、補正予算書からお聞きしたいと思うのですが、「平成27年度一般会計補正予算案その他」5ページ、債務負担行為補正について、県庁舎エレベーターホール等木質化事業に係る契約、平成28年度に向けて1億1,900万円の債務負担行為を組まれています。提案されている木質化事業は、どういう意味で今回取り組まれるのかを詳細に教えていただけますか。施策をする意味の説明をお願いします。

○萱原管財課長 公共建築物におきます木材の利用については、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条において、地方公共団体の責務として、地方公共団体はその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないと規定されています。また、同法第8条においては、公共建築物における木材の利用の促進に関する都道府県の方針を定めることができると規定されています。県では、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例において、県産材の利用の促進を図ることとしていることから、都道府県の方針として、公共建築物における奈良の木利用促進方針を平成24年3月に策定し、奈良の木利用の目標として、低層建築物における木造化の推進、内装等の木質化の推進、奈良県地域認証材の利用の促進の3点を掲げています。こうした法の要請やそれに基づく方針のもとで、県では、公共建築物における奈良の木の利用に積極的に取り組み、これまで、中央こども家庭相談センター相談棟、県庁舎主棟の玄関ホール、橿原総合庁舎、奈良公園管理事務所など10施設で木造化、木質化を実施してきたところです。これらの取り組みに対して、県民の方からも木の薫りがして明るく落ちついた雰囲気であるなどの

評価をいただいています。

県庁舎は、奈良公園の入り口という絶好の立地条件を活かし、観光拠点として、これまでに屋上の開放や芝生、植栽による緑化を行うなど、憩いの場として整備してきたところです。この一環として、県産材の利用拡大と観光拠点としての県庁舎のイメージアップを目的として、親しみのある開かれた県庁づくりを進めていくために、平成25年度に県庁舎玄関ホールを木質化しました。今回の県庁舎エレベーターホール等木質化事業は、県産材を利用して、玄関ホールの木質化と調和を図った整備を行うことにより、庁舎を訪れていただく多くの方々をより温かくお迎えするとともに、県産材のよさを実感していただき、さらなる利用拡大につなげようとするものです。以上です。

○川田委員 もう少し短く答弁していただけないですか。聞いていることの説明だけで結構ですので、その他がつかますと、長過ぎて聞いていてわからなくなってくるのです。聞いていることに対してお答えいただきますようお願いいたします。

今説明の中で、木材産業の振興を図るという目的と法律によって行うということですが、では、法律で決まっていて、エレベーターホールの木質化をやらなければいけないということなのでしょうか。

○萱原管財課長 先ほど説明させていただきましたように、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条では、地方公共団体の責務として、その整備する公共建築物で木材の利用に努めなければならないとありますので、ここの趣旨を踏まえて、今回エレベーターホールの木質化事業に取り組んでいるところです。

○川田委員 公共物に木材を使われるのはいいと思うのですが、わざわざできているもの、この間もエレベーターを見てきましたが、あの回りきれいではないですか。数年前にもタイルも張られたと聞いていますし、だから、目地も見ましたが、目地の割れ目もないし非常にきれいな状態です。新しく建てる場所に使われるというのであれば、法の趣旨もわかるのですが、今きれいにあるものを、なぜ、わざわざやらなければいけないのか。今、県庁の来庁者がいいにおいと言っていました。確かに、通ったらいいにおいがしているし、感じが悪いことはないですけれど、我々市議会議員のときでも、正直言って、県に来ることなど年に1度もないですよ。アピールされるための意味というのであれば、そういった木質をアピールして、一般県民の方にどんどん広めて木材を使っていただくという趣旨であれば、コマーシャルや広報などをどんどん打てばいいではないですか。県民全体からすれば、ほとんど来ないところになぜそれだけの、1億円の、お金をかけなければな

らないのが、全く意味がわからないのです。今、全体的に県の経済も悪いから林業、産業も上げていかなければいけない、そのためにやるのだ、これスペンディングポリシーですよ。それをすれば、スペンディングポリシー効果はどれだけあるのですか。それを説明いただけますか。

○萱原管財課長 今おっしゃった、定量的に捉えてどれだけ効果があるというのはなかなか難しいところですが、先ほども申しましたように、県庁が観光拠点として県庁舎のイメージアップを目的として、親しみのある開かれた県庁づくりを進めていく、この趣旨で取り組んでいるところですが、もちろん県内の県有施設でいろいろとこの木質化の取り組みはされているところです。PR効果という点でも、県庁舎のエレベーターホールの木質化について、その一助となればということで事業を進めています。

○川田委員 県庁舎は、事務をやっていただくための建物であり、いわゆる公共施設ではないですよ。ここは、事務をやるための施設ですよ。公共施設ならわかるけれども、どうして事務をやるためのものにそういったものが要るのですか。何回も言うけれど、我々の会派全員で見てきましたが、全てきれいではないですか。もうぼろぼろになって見栄えも悪い、汚い、これはというようなものであったら、まだ意味はわかるのですが、きれいではないですか。わざわざあの上に張るわけでしょう。1億1,000万円の金額を見て驚いているのですけれど。

今、県の高校などでも本当に汚いところがたくさんありますよ。先日も生徒たちがいたので、声をかけて聞いてみたのです。ちょうどその日は寒かったのですが、寒い寒いと言っていたのですよ、学校名は言いませんが。ストーブも出たのかと聞いたら、いや、まだだと。3学期になってからだということで。このようなお金を使うのだったら、先に、子どもたちのことをやってくださいよ。先生たちに聞けば、校舎、手拭いや手で錆を落として、ペンキを塗ったりなど。事務をするだけだから、別にこのようなものは要らないではないですか。県民として税金を支払っていて、何もこのようなことをやっていただきたいために税金払っているのではないのですよ。寒い中で勉強して、風邪も引いていた子もいました。まず、そちらを優先してあげてくださいよ。

そして、公共施設でありながら、学校の耐震化もまだ終わっていないではないですか。議員の皆さんが給料の減額で、奈良県が今GDPも非常に悪い、現金給与総額も下落率が一番高いのが奈良県であったということから、給料も下げて、皆何とか県民の方に少しでもよくなってということでやっていて、スペンディングポリシーがあるのだったらいいで

すよ。スペンディングポリシー効果もないではないですか。なぜこれに1億1,900万円も、これだけあれば灯油でも買って、子ども、きょうはたまたま暖かいですが、今この寒い中でストーブの一つも入れてあげられるのではないですか。どう考えても意味がわからないのです。なぜ、お金がない、財政が苦しい、このような時期に。学校のプールもあるのに使えないなど、たくさんあるではないですか。管財課長を責めても仕方ないのですが。だけれど、お金の優先順位を明確にしてください。使う優先順位を。エレベーターの2階、3階、4階の木質化、別に求めているんです、そんなもの。そんなものに税金払うのであれば、正直言って、嫌になってきます。野村総務部長、そのあたりいかがですか。

○野村総務部長 今回木質化することの意義は、管財課長が申し上げたとおりです。川田委員のご意見はそういうご意見だと受けとめますけれども、一方で、もっと県産材の利用促進をすべきではないか、公共施設でまず率先してやるべきではないか、さまざまご議論をいただいた中で、法律もでき、県としての方針も立て、先ほど申し上げたとおり、今回の県庁舎でいきなり行ったというわけではなくて、過去から県の施設について、県民の方々がたくさん訪れていただけるようなところについて、逐次木質化をしてきたところでして、私としては、先ほど管財課長が申し上げたような趣旨において、十分な価値があると考えています。以上です。

○川田委員 我々の会派は、これに反対するのですが。優先順位も明確ではないし、県民の多くの方にアピールといっても、県民というのは、全体からしたら、県庁を訪れる方というのは0.0何%ぐらいしか来ないでしょう。県庁は公共施設ではないですよ。県庁というのは、事務の施設です。だから、そのあたりの優先順位もはっきりさせていただいて。今、県の材木を使わなければいけない、確かに材木をどんどん使ってあげればよいと思います。だけれど、エレベーターホールを木質化するのは、どう考えても関係ないと思います。公共工事を出すときに、外材もたくさん使っているではないですか。当て木やいろいろなもので外材をたくさん使っていますよ。それだったら、奈良県産の材木を使うように仕様書に書けばいいだけではないですか。そうすれば使えるではないですか。どこまで効力が出せるかはわかりませんが、法の目的で行くのであれば、そういうところをやっていて、公共施設といって、なぜエレベーターの周りの木質化をすることが法律の趣旨になっていくのか。私の考え方だけではなく、なら維新の会の考え方なのですけれども。小学校でも、この寒いときに、石油がない、お金がない、ストーブも焚かないと、多分、ほかの委員も、このようなものに優先されるのであれば子どもたちを先にしてくれということ

になると信じています。委員長、後で何か言うときあるのですか。

○粒谷委員長 採決のとき。

○川田委員 そのときまた申し上げます。

○粒谷委員長 意見があれば、どうぞ。

○川田委員 そういった意見を申し上げておきたいと思います。

それと、条例ですが、まず、先ほど長岡危機管理監から説明いただいた「平成27年12月定例県議会提出条例」の1の(1)奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会をもう少し詳細にお答えいただけますか。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 奈良県地震防災対策アクションプログラムを、10年前になりますが、本県の地震対策を進めていこうということで策定しました。そのときに策定に携わっていただいた学識者から成る委員会がこれです。ちょうど平成27年度で奈良県地震防災対策アクションプログラムが終期を迎えることとなります。それにあわせて、奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会も、施行日がこれだけが平成28年4月1日になっていますが、アクションプログラムが終わる平成28年3月31日で廃止したいと考えています。後ほど説明させていただく資料がありますが、国土強靱化地域計画を今策定しています。その中で、奈良県地震防災対策アクションプログラムに規定している地震対策だけではなく、紀伊半島大水害を経験した県として、例えば、土砂災害、最近全国で問題になっている大規模水害などへの事前対策を含めて、奈良県国土強靱化地域計画、さらには、それに対する奈良県地震防災対策アクションプランをつくっていきたいと考えています。

○川田委員 これは、期間が来たから役目が終わったということで附属機関を廃止し、今、国土強靱化に対する計画をつくっていくものに関して、必要があれば附属機関を設けられるという解釈でよろしいのですか。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 実は、平成25年末に、奈良県地域防災計画を全面的に見直して改定しました。そのときに、奈良県の防災対策について議論をいただくということで、関西大学の河田先生を座長にして、6名の学識者にお集まりいただいた委員会を設置しています。今回の国土強靱化地域計画ですが、それに基づく実施計画、アクションプランをつくりますが、奈良県の防災計画の実施計画的な意味合い、機能も持たせたいと考えています。本会議でも知事が答弁しましたが、先ほど申し上げた河田先生を座長とする防災計画の検討委員会でもありますので、そちらのほうで意見をいただくつも

りをしています。

○川田委員 防災のことを聞いたらだめなのですか。

○粒谷委員長 それはその他の事項です。

○川田委員 その他の事項になるのですか。

○粒谷委員長 はい。

○川田委員 それでは、次に行きます。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑したいと思います。これ、その他非常勤の職員の公務災害等とありますが、そこについて詳しく教えていただけますか。

○柘井人事課長 条例の内容ということによろしいでしょうか。

これについては、先ほども話がありましたが、開催の乏しい附属機関を廃止するものです。常勤職員と非常勤職員に分けて公務災害補償を行っていますが、常勤職員について、正規職員ですが、地方公務員災害補償法が直接適用になります。それ以外の非常勤の職員、議員や日々雇用職員は条例で公務災害が認定されることになっています。この非常勤の職員については、常勤職員と均衡を失しないような制度設計にすることが法律で決まっています。認定の附属機関については、法律にそういう機関の設置がありません。その制度と均衡を合わせるために、奈良県公務災害補償等認定委員会があったのですが、それを廃止させていただくのが大きな条例改正です。

○川田委員 それでは、非常勤職員にも適用があるという解釈ですね。まず、前回の総務警察委員会でも質疑の中でありましたが、奈良県の場合、どこからが非常勤でどこからが常勤の職員なのかの定義をまずお聞きしたいと思います。

○柘井人事課長 定義については、私の承知している限り明確にはありません。私のほうで非常勤職員と言っているのが、臨時的任用職員、日々雇用職員、嘱託職員の3つの任用形態の職員を非常勤職員と言っています。理解している限りでは、定義は承知していません。私のほうでは、臨時的任用職員、日々雇用職員、嘱託職員を非常勤職員、臨時または非常勤の職員と言っています。

○川田委員 私どもはというのは、誰が決められたのですか。

○柘井人事課長 県の制度の中ということです。県の職員の中ということです。

○川田委員 県の制度を全部読みましたが、そういう定義はどこにも書いていないですよ。どこにも書いてないです。それが全部非常勤職員に値するとは公文書では一切示されてい

ません。それは担当課が勝手に解釈されて思っておられることだと思うのですが。この間も出ていましたが、裁判判例でも出ていますけれど、臨時職員が常勤に当たるのか、非常勤に当たるのかと。これは勤務実態に応じて、一般職と変わらない時間帯を働いているのがまず一つ。それと、それだけの技量というのですか、簡易な仕事をやられているのか、それとも、一般職と変わらない仕事をやられているのか、仕事の内容にもよるといふ、これが茨木市の裁判にしろ、枚方市の裁判にしろ、その中で示されていた項目ではないですが、それを2つ兼ね合わせた上で、その中には人事院が発する、一般職の4分の3の仕事以上をやっている方を常勤の職員と呼ぶと定義が示されています。それを参照して、最高裁ではそれを引用して、それを非常勤であると定義づけてやられているわけだから、それについて、県の職員が公文書にも書かれていない定義を勝手に決めて、それが非常勤だと言うのはおかしいです。そこの解釈というのは、地方自治法の中にも、常勤の職員、非常勤の職員しか出てこないのだから、どこから非常勤なのか、どこから常勤なのかという定義は示す、説明する義務があると思います。それは最高裁の判例どおりでよろしいということですね。

○柘井人事課長 非常勤の職員ということであれば、おっしゃられたとおりだと思いますが、きちんと言わなくて申しわけありませんが、県の場合、臨時または非常勤の職員ということで正規の職員と分けていますので、臨時または非常勤の職員と申し上げたのです。

○川田委員 誤解のないように言いますが、常勤の職員か非常勤の職員かはあまり時間を取りたくないのです。長くなりたくないのですが、常勤の職員か非常勤の職員か、二つに一つしかないわけです。正規職員か臨時職員かというのは、簡単に言っていえば、このリングは甘いかと聞いているのに、このリングは青いですという議論をしているのと同じで全く違う議論になっているので、常勤か非常勤の議論と、正職か臨時職かという、臨時職は嘱託職員などありますが、そういった職員というのと、また別の議論なので、そこを混同して常勤の職員だけれども、これは臨時ですとは、ややこしくなるので、今聞いているのが、常勤の職員か非常勤の職員かの定義分けを聞いているので、常勤の職員の中でも臨時職員もいるし、一般職も常勤の職員に当たりますし。嘱託職員も特別職でありながら一般と同じ定義で働いていた、これも常勤の職員に入るので。だから、どちらかに入るわけだから、どちらかを今話していたということで。それら以外は柘井課長の答弁を整理すれば、最高裁判例でも4分の3以下の職員、または、高度な仕事をされていない職の担当、日々雇用などもありますから、そういったものが非常勤に当たるのかと聞いている

のですが、そのとおりでよろしいのですか。

○**枅井人事課長** 委員がお述べになった非常勤の職員については、おっしゃったとおりだと思います。

○**川田委員** それと、この間からずっと調査しているのですが、前は臨時職員で話しましたが、今回、嘱託職員の調査をずっとやってきているわけですが、資料も提出いただいており、ありがとうございます。この中で、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の職員で全てで181名が、今、奈良県に勤めているということです。この中の状態が常勤の職員と非常勤の職員に分かれています。常勤の職員の人数の内訳は出ていないですが、常勤の職員で、例えば、24.8年働いている方、23年働いている方、25年働いている方、13年と長期、24年、10年、6年、奈良県で今定められている条例から言って、これ任用規定を大幅に上回ってしまっているのではないですか。今特別職は何年任期で任命されているのですか。

○**枅井人事課長** 地方公務員法第3条第3項第3号の嘱託職員は1年です。

○**川田委員** 簡単に言えば、継続雇用はいけないから、1年、単年度で雇っている、予算範囲内で雇っているという解釈になると思うのです、過去の判例を読みましたら。それからいくと、これをそのまま継続していくと。どうしてもその担当をされる特別職と言うのですから、特別な職でしょう。一般職でできるものであれば一般職がすればいいわけであって。それには値しないような、何かそういう仕事の形態があれば特別職という。これが嘱託職員の実質の考え方だと思うのです。ところが、予算年度は1年ですから、当然1年間でしかできない。それをまたやる。普通であれば、翌年に公募してやらないといけませんよね。この方やっているの、あの方やっているの、その担当できませんよ、それは。そういうことですね。そういうところがあるから、これは完全な違法形態ではないですか。司法ではないので、違法とまでは言わないけれど。だけど、条例でもそうですし、規則もそうですが、特に規則など自分たちで決めているものではないですか。内部規定です。それに反した形態が行われているということになれば、これは大問題だと思うのです。ましてや、特別職の方は退職金ももちろんないですよね。条例を読ませていただく限りは、地方公務員法第3条第3項第3号、3、3、3と呼びますが、この方たちは退職金も支払っていただけないですよね。

先日、中津市の裁判でも、嘱託職員の方は、高裁では勝訴したと聞いていたら、中身を読んでいないのでどういう趣旨かわからないのですが、結局、逆にそれは払わないという

結果が出たとなれば、なおさらこのような長期形態というのは運用したらだめではないですか。法の趣旨と違ってきます。そのために国でも、任期付き職員や専門職であればということで、国会の答弁を読みましても、そのような法律が必要だということで規定ができたわけです。こういう流れです。だから、こういったものを速やかに見直して、違法とまでは言いませんが、違法の部分もあるでしょう。法律はもうできているわけだから、どれを使って人事行政を運用、運営していくかという問題になると思うのですが、その点いかがですか。

○**枅井人事課長** 少し説明させていただきたいと思います。

任用の考え方ですけれども、新たに設置された職に改めて任用された者という考え方をしています。いわゆる同じ職の任期が延長された、あるいは、同一の職に再度任用されたという趣旨ではありません。具体的な任用手続をあわせて説明させていただきたいのですが、嘱託職員が任用されている職について、毎年度の組織定数要求において、その職の必要性を十分議論して、必要とされる場合は新たに設置する職として査定を行っています。その後、現在任用されている嘱託職員の任期が終了する際は、客観的な能力の実証、具体的には、各所属長の評価に基づく各部局長からの内申もいただくのですが、それに基づき、新たに設置した職に従事する。十分な能力を持った者として再度の任用を行っています。事務的にも辞令交付を毎年毎年行っています。これは、総務省の通知でも全く否定されているわけではありませんので、こういう理解で特段の問題はないと考えています。

○**川田委員** それは厚生労働省の通知からで、公共工事やほかのいろいろな嘱託職員で働いている方がいますが、1日の空白ということで有名な判例もありました。だけれど、厚生労働省から、同じ職に継続して就く者は継続の職務とみなすという通達が出ています。それを引用した裁判判例もあります。だから、今の解釈はないと思います。

では、何のために1年までと決めているのですか。予算が1年だから1年と決めている、だからそれ以上はできない。だけれど、新たに年度が変わったらいいということであれば、そのような規定は無意味ではないですか。任期付き職員、専門職の方がいるのであれば、今お勤めになって、働いている方もいるし、同じ労働をやって、期末手当はあるのかな、だけれど、退職金もない。これは老後になったときの第二の生活給ですよ。雇うのであれば、そういったものをもらえるようにしてあげないといけないではないですか。それをしないのであれば、条例どおり1年だけの任用としてやればいいではないですか。急に途中でやめられない特殊な事情は当然あると思いますが、けれど、一つの仕事に25年などか

かるわけではないではないですか。25年も続けてやるといえば、恒久的な仕事ですよ。ずっと必要なら一般職員にさせる職ではないですか。そのあたり全然違うと思います。いいなどと言っても、なぜ担当課が決められる権力があるのだと思いますから、やはり、きちんとした運用をしていただかないと、それで、人の人生が変わってしまいますから。後で慌てて裁判しても、裁判は勝つか負けるかわからない。どちらが正しいというよりも、もっと早い段階でそういったものが明確になっていれば、そういう年になってから退職金ももらえないなどといった公序良俗に反すると思えるような行動はないと思いますので、きちんとやっていただきたいのですが、いかがですか。大体25年もいるのはおかしいではないですか。

○**枅井人事課長** 答えになっているかわかりませんが、まず、1年になっている趣旨ですが、任用に当たっての成績主義、平等の取扱などの趣旨から来るものであると理解しており、その趣旨に照らし合わせて、毎年毎年しっかりと能力の実証をしているわけですし、問題はないと考えていますが、少しこれまでの取り組みも紹介させていただきたいと思うのですが、より適切な任用にするために今やっていますのが、勤務時間を週29時間以下とする非常勤化を明確にすることをやっていたり、任期付職員や臨時的任用職員への任用形態の変更というのも今やっているところです。委員がお述べになった趣旨も踏まえて、今後も嘱託職員の身分及び処遇の固定化、長期的、計画的な正規職員の人材育成などの観点から、今やっているような取り組みを継続していく考えています。

○**川田委員** 何を言われているのかよくわかりません。今までも再任用の雇用もされていますから、それをやっておられるのはわかるのですが、25年といえば、恒常的に行われている仕事ではないですか、それを特別職と言うのはおかしいとはっきり言っているのです。1年と書かれているのだから、自分たちで決められているものなのだから、自分たちで決めたことを守ってください。ほかに方法がないのかといえば、ほかの方法があるわけではないですか。現実に今やっているとおっしゃったし、そして、平等の原則と言うけれど、平等の原則と言うのであれば、きちんと公募してやってください。前回やっていた人が優位になっているのではないですか。地方公務員法の考え方は、その優位性はないのでしょうか。一般職でも臨時職でも1年働いていれば、地方公務員法第17条の試験を受ければ優位になるのですか。ならないですよ。何でもありの世界ではないので、そこはきちんとしたことを言ってください。

前回代表質問のときに申し上げましたが、予算の3割を占めている状況で、これだけ多

くの嘱託職員がいて、現場の方は人が欲しいから大変だと思います。現場の方も安心して指示命令系統ができる形にしてあげないと、嘱託職員であれば上司の命令も出せないではないですか。そういうことになるでしょう。特別職とはそういう位置づけです。戦前戦後から私は特別職、分限、事務職の時代からも全部調べましたが、そういう解釈だと思います。行政は責任を認めたくないというのが働いているのかもしれないけれども、人の人生にかかわっているものでもあるし、現場の担当課の方など、それを使って仕事もしていくわけですから、そこを運用しやすい形で形態の変更を今やっているのであれば、その方向を徹底してやってください。それはいかがですか。

○**枘井人事課長** 繰り返しになりますけれども、新たに嘱託職員を採用する場合は、答えになっていないと思いますけれど、きちんと公募してやっています。それと、先ほどから言っています再度の任用については、新たな職につくということで評価をしっかりと再度の任用を行っています。

○**粒谷委員長** 野村総務部長、何か意見はありませんか。

○**川田委員** だから、言っているように、25年間というのは、これは恒常的な仕事ではないですか。今新たに採用した職だと言うけれども、ここまで言うつもりはなかったのですが、提出いただいている、例えば、北部農林振興事務所でも登記業務をずっとやっているではないですか。これ、ずっと同じ仕事ではないですか。消費者生活センターの消費者生活相談員でも13年の方いらっしゃいます、長い方で、24年もいます。これずっと同じ職ではないですか、新しい職ですか。恒常的な仕事ではないですか。それと、通訳業務、これも7年、6年などいます。奈良しごとiセンターも、7年、6年、います。高田しごとiセンターですか。ほか、細かく上げてもらっていないけれど、管財課に電話交換業務、文化資源活用課に文書資料編さん業務、福祉事務所に地域福祉推進員、母子自立支援員、こども家庭相談センターに一時保護業務、嘱託判定医師、女性センターに女性相談員、保健予防課に精神患者移送業務、高等技術専門校に職業訓練指導業務、奈良公園事務所に保安駐車場管理業務と、まだほかにもあるのでしょうか。職名が、全部決まっているではないですか。その答弁はやはりおかしいと思う、無理がある。

何もそこを追求しているわけではなくて、せつかく制度があるのだから、制度の運用方法を変えてくださいと言っているだけで、これだけ恒常的な仕事をさせるのであれば、地方公務員法の考えからいえば特別職はおかしいです、恒常的に常勤の職員として通勤手当も払っているのだから。そのあたりをほかにも今切りかえていっているわけでしょう。そ

れでいいではないですか。それをもう少し加速して、ことしの4月までにこういった長期のものがないようにしていただきたいのですが、いかがですか。

○**枘井人事課長** 任用形態の変更に取り組んでいますので、その取り組みを継続してしっかりやっていきたいと思えます。

○**川田委員** 次に、職員の退職管理に関する条例ですが、国も今、同じような規定があります。これとどのように違うのか、説明いただけますか。

○**枘井人事課長** 申しわけございません。国の制度を十分承知していません。

○**川田委員** 資料もないのですか。ないのならいいです。では、この条例を提出された趣旨は何ですか。国からずっと行ってきた流れでやっておられると思うのですが。その趣旨は何なのですか、どうですか。

○**枘井人事課長** 地方公務員法が一部改正され、再就職者による依頼等の規制が導入されました。この条例はその地方公務員法で決まった働きかけに加えて、職員の範囲を広げる等、新たに条例を提案させていただいたものです。地方公務員法で規制されている働きかけの職員を、条例で範囲を広げたということです。

○**川田委員** 先ほどの話でも出ましたけれど、例えば、この方がいいということで公募もせずに、優先的に、その方だけが面接する権利を得ることは、国でも今問題になっています。県もその辺は徹底してやられていると思うのですが、嘱託職員になられると、地方公務員法の年金の改正等々もあったから、今再任用も幅広く使われていますけれど、斡旋できるもの、できないもの、逆に言えば、県民のお金で出資しているものの中で、その出資先には斡旋していいという形に確かなっていったと思うのですけれども。そういうのもおかしいと思うのですが。5年以内に関係していたといっても、どこまで効力があるのですか。その会社自体に行ってはいけないのですか、それとも、会社には行っていいが、その業務に携わってはいけない、このような解釈になるのですか。

○**枘井人事課長** 趣旨が理解できていなかったかもわかりませんが、委員ご承知だと思いますが、営利企業等への再就職自体を規制するものではありません。再就職した職員が現職の職員に働きかけをすることを規制する条例です。よろしいでしょうか。

○**川田委員** 斡旋は、地方公務員法があるから、もともとやってはだめなのではないのですか。どうですか。

○**枘井人事課長** 斡旋とおっしゃいますのは、どういう行為ですか。県のOBを営利企業に斡旋するというのでしょうか。それは規制されていないと思えます。

○川田委員 では、斡旋してよいということですか。それをやったら、だめですよ。どうなのですか。

○柘井人事課長 いろいろな団体等から、職員の再就職の推薦について要請があった場合については、一定の者の中から適任者を斡旋することは違法ではないということです。

○田尻委員 それでは、私から1点お伺いします。

先ほどの説明で、文化の振興ですが、文化会館、美術館周辺県有施設除去事業で、県庁の北分庁舎のことだと思いますが、そこを解体して、新しい文化ゾーンにという考えかと理解しているのですが、事業内容にも、魅力ある文化空間を創出することを含めた、奈良県文化会館、奈良県立美術館の機能向上のあり方の検討を進めるためにと書いてあるのですが、何か抽象的でどういうことなのか理解が非常に難しいところですが、この点について、どのように考えておられるのかわかりやすく説明いただきたいとともに、結果的にはあれを解体して、何をどのように、いつしようとされているのか、その点についてお伺いします。

○竹田文化資源活用課長 県庁周辺地域ですけれども、奈良公園内のゲートウエーとして、これから整備される（仮称）登大路ターミナルの整備や近鉄奈良駅に近い交通至便な地域です。そうした中で、県文化会館と県立美術館があります。非常に文化施設が所在する文化のポテンシャルのある地域と考えており、県としては、この地域を文化ゾーンと位置づけて、現在の県文化会館、県立美術館を含めて再整備することも視野に入れ、検討の中で文化芸術活動の場の充実、文化振興と地域の活性化を図りたいと考えています。

特に、国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、我が国が文化芸術立国を目指すこととされている中で、県がその礎となるべく拠点となる県立文化施設の機能向上のあり方について、幅広く検討していく必要があると考えています。その際には、県文化会館及び県立美術館については、現在の耐震基準を満たしていないことから、引き続き、文化施設として、県民をはじめ、多くの方々にご利用いただくためには、まず耐震改修を検討する必要があると考えています。また、耐震にあわせて、両館については、建設以来、時間もたっている中で館内の動線や県民が集う場としての機能面が必ずしも十分でないことから、現在進めている基本計画の策定の中で、両館とその周辺を一体的に再整備することによって改善を図り、より魅力ある文化会館を創出することも視野に入れて幅広く検討しているところです。

委員がお述べの3施設の建物除却後ですけれども、今検討している中の一つの選択とし

ては、美術館の北側に美術館の別館が建てられないか。そして、文化会館、美術館の立地環境にふさわしい広場空間等の整備も検討しているところですので、こうした整備の検討を進めていくに当たっては、3建物を除却して埋蔵文化財の発掘調査が必要であると考えており、今般予算計上しているところです。いずれにしても、今後、平成28年度は、3建物の除却や文化財発掘調査を実施予定でして、発掘調査の状況を踏まえて、また、整備に係る財源の見通し等も総合的に勘案しながら、整備の時期を検討していきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 今の答弁の中で、美術館、広場空間を考えるということで、一つの方向が示されたように思っているところです。文化ゾーンとしてつくることに対しては、賛成をしているのですが、やはり目的を持って、時期を定めてやらなかったら、ただ単に潰します、解体しますだけでは、高額な費用がかかってまいりますので、ここへお金を投下するのはいかなものなのかとの懸念から申し上げたところです。

それで、もう1点、間もなくになろうかと思いますが、県庁の駐車場を（仮称）登大路バスターミナルとして、新たな形で民間への依頼も含めて再整備が図られようとしていますが、このオープンの時期と、今おっしゃった仮称、美術館、広場空間の時期は一緒と捉えていいのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○竹田文化資源活用課長 繰り返しの答弁で恐縮ですけれども、平成28年度、3建物の除却、その後、文化財発掘調査を予定しており、調査内容の状況を見きわめながら、整備の着工の時期や完成の時期を改めて検討していきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 あのバスターミナルは、ただのバスの発着場だけではないはずです。来られた方に文化財や歴史や奈良のよさを学んでいただくという講習室、研究室等も含めて考えておられると把握しています。となると、まさしく一体化になろうと思いますので、どうぞそのタイミングも同時期ぐらいにはできるようなことを視野に入れて、ぜひともお願いをしたいと思います。やはり事のタイミング、順位をつけてやっていかななくてはならないと思います。

今のところは、私の思いも含めて、ぜひとも具体的に時期を明確にさせていただくように強く要請をして終わります。

○山村副委員長 先ほど川田委員から質問がありました県庁舎エレベーターホール等木質化事業について、確認しておきたいと思います。

やりとりを聞いていましたら、川田委員の意見が説得力があって、県のおっしゃってい

ることが何か明確な答弁ではなかったような気がしたのです。木質化をされて木材利用を促進するという意義はよくわかっていますし、今のホールのところの木質にされた部分でも結構効果があって、来られる方もすごくいい場所だとおっしゃっておられますし、私もそうかなと思っています。置かれているいろいろなものを見ても、なかなかいい感じだと感じているので、このことに全く反対というつもりはないのですが、ただ、補正予算でどうして予算を出さなくてはならないのか。緊急的に必要な事業であったのか。つまり、今の状態では誰か困る人があって、もう少し天井まで含めて整備しないと困ることがあるのか。つまり、事業の必要性が補正予算に組まないといけない状況なのかを聞いておきたいと思います。

○萱原管財課長 エレベーターホールの木質化については、当初予算の折に壁面のみの計画をしていました。これについては、県と早稲田大学との間で、奈良の木の有効活用について、連携事業でいろいろと事業があり、その中で専門家からいろいろとご提案もいただきました。検討を重ねてた結果、当初の壁面だけでなく、木のぬくもりをより与えて来庁者に見ていただき、ぬくもりを感じていただけるようにという提案がありましたので、天井部分についても木質化する変更をしました。それに伴い、事業の施工面積が大幅に増えたことで、設計、施工方法等の検討にも時間を要しましたので、補正予算等で対応するのがおくれていました。県としての意思決定をもとに施工方法を十分検討して、今、実施設計に取り組んでいます。全体的に工期が後ろにずれましたので、改めて債務負担行為で平成28年度の事業を確保したいとお願いしているところです。

○山村副委員長 ということは、当初から全体をやるというわけではなく、後からこういうことをしたらどうかということになったので、このような時期にずれ込んでいるという回答ですね。本来であれば、やはり当初予算できちんとやるべき話であったのではないかと思いますし、補正予算でやるべき緊急性という点、その効果という点ではどうかと思っています。考えます。

○粒谷委員長 それでは、ほかに質疑がないようでしたら、付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。

○川田委員 私からは、先ほど質疑においても言っていましたが、平成27年度奈良県一般会計補正予算（第3号）の一部を反対したいということで、修正案を本会議に提出したいと思っています。

理由については、質疑中でも言っていました、震えながら勉強している子どもたち、そして、夏に、体育授業としてプールに入りたいのに入れない子どもたち、いつ大震災が来る、大変だというときに耐震化も終わっていないところで勉強している子どもたち、予算の使い方を、我々県民、納税者の意見を聞いてください。このような今でも見てきれいなところの木質化に、何も1億数千万円もかけていただく必要はありません。県民が望んでいるのは、自分たちの生活、日々の行動、日々の学習する環境の場などのためにみんな税金を払っていると思っていますので、一部の方たちが喜ぶようなことは一切やっていたきたくない。税収を回復し、黒字化になって、余ったお金でそういったものやっていたきたいと申し上げて、反対とさせていただきたいと思います。

○粒谷委員長 わかりました。

○亀田委員 自由民主党としては、全ての議案に賛成をしたいと思います。以上です。

○西川委員 エレベーターの件については、非常に議論があるわけですがけれども、農業振興の面からいくと、隗より始めよということわざもありますように、積極的に県庁でそのようなことを模範として示していただくことが県内の各企業にも波及をするという相乗効果を期待をしています。そういうことで、自民党奈良は、このことについては賛成をさせていただきます。以上です。

○松本委員 自民党絆として、提出議案に賛成させていただきます。

○山本委員 同じく創生奈良も賛成させていただきます。

○田尻委員 基本的に賛成しますが、先ほど申しあげましたように、目的と時期とをしつかりと明確にさせていただいて、ぜひとも県民のためにしっかりとした施策を推し進めていただきたいとお願いして賛成します。

○山村副委員長 いろいろと考えました結果、今の状態でも十分目的を達していると思いますので、この木質化をあえて大きく規模を広げることについては、反対したいと思います。なので、平成27年度奈良県一般会計補正予算について反対をしますが、その他については、賛成します。

○粒谷委員長 わかりました。

それでは、付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第87号・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第87号・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議第87号・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して採決にて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第88号中・当委員会所管分、議第90号から議第93号、議第100号、議第102号、議第103号及び議第113号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議はないものと認めます。よって、議第88号中・当委員会所管分、議第90号から議第93号、議第100号、議第102号、議第103号及び議第113号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、知事公室長から、奈良県地方創生総合戦略、「奈良県人口ビジョン」の策定について、総務部長から公共施設等総合管理計画について、ほか3件、危機管理監から、奈良県国土強靱化地域計画(案)について、地域振興部長から、奈良県エネルギービジョンの推進について、観光局長から、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」について報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告願います。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 それでは、奈良県地方総合戦略について説明します。去る12月1日に、奈良県地方創生本部会議を開催しました。奈良県地方創生総合戦略及び奈良県人口ビジョンを策定しました。別添の資料1-1「奈良県地方創生総合戦略の概要」、資料1-2「奈良県地方創生総合戦略」により、説明します。

まず、策定に至る経緯ですが、資料1-2「奈良県地方創生総合戦略」の6ページ、平成27年8月に奈良県地方創生総合戦略(骨子)を取りまとめ、9月8日の奈良県地方創生有識者会議で議論いただき、9月10日の総務警察委員会で報告しました。その後、パブリックコメントや国のまち・ひと・しごと創生本部事務局との意見交換などを実施し、これらを踏まえつつ、「奈良県地方創生総合戦略」と「奈良県人口ビジョン」を作成しま

した。本編の構成については、第1章では、基本目標の数値目標、本部体制、経緯などを記載しています。第2章は、「奈良県人口ビジョン」の要約、第3章は、基本目標ごとの施策、KPI、具体的取組で構成しています。

1 ページに策定の主旨を記載しており、ポイントについては、最下段の6行以下に記載しています。

これ以降は、資料1-1「奈良県地方創生総合戦略の概要」をお願いします。総合戦略の期間は、平成31年度までの5年間で、「住んで良し」、「働いて良し」、「訪れて良し」の3つの基本目標をそれぞれに合計12個の代表的な数値目標を掲げています。「住んで良し」では、既に策定された県のプランや計画等と整合を図り、例えば、健康寿命日本一は「なら健康長寿基本計画」で、結婚の希望、実現率を高めるは、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」で打ち出した目標であり、代表的な数値目標として掲げています。2つ目の「働いて良し」では、県内で働く人を1万人増加させること、100件の企業立地とそれに伴う1,000人の雇用の場の創出などを新たに設定しています。3つ目の「訪れて良し」では、宿泊者数や観光入込客数などが数値目標です。官公庁の統計数字等をもとに、今回観光振興策の目標数値として新たに設定をしています。その右側に、数値目標を達成するための主な取組を記載しています。その後、2ページから5ページに、基本目標ごとの基本的方向、施策、主なKPI、具体的な取組を掲載しています。9月の段階で報告しました骨子の段階では、基本的方向、施策、主なKPI、その指標名と現状値までを提示していました。総合戦略本編では、このKPIに目標値とそれを達成するための具体的な取組を盛り込んでいます。概要版には、本編からKPIの主なものと主な取組を抜粋して掲載しており、本編全体では131種類のKPIを設定しています。

6 ページは、資料1-3「奈良県人口ビジョン」の概要です。まず、奈良県の人口は現在137万人程度です。国立社会保障・人口問題研究所の試算をもとにしますと、2060年には、約84万人まで減少すると推計されています。この原因を自然動態と社会動態でグラフ化したものが、その下の図です。2014年の本県の合計特殊出生率1.27は、全国ワースト3位となっています。未婚率、平均初婚年齢、平均出産年齢については、全国比較した結果、本県の未婚率の高さが少子化の要因ではないかと分析をしています。また、社会減では、人口流出が直近の2013年で約2,800人となっており、関西や東京圏への転出超過が多くなっています。右上の図ですが、本県で考えた将来展望です。社会増減が2020年に均衡すると見込み、グラフのとおり合計特殊出生率が推移すると、

2060年の人口は105万人程度と見込むことができ、つまり、国立社会保障・人口問題研究所推計より、先ほど申し上げた84万人よりも約20万人以上多くなると見込んでいます。これが達成できれば、年齢構成バランスも改善し、何ら策を講じない場合には、2060年の人口構成はトルネード型になりますが、105万人の場合には、世代ごとで均等でバランスもよくなっています。今後、総合戦略の実行段階において、本部、部会体制により施策を推進するとともに、実施結果を検証しつつ、総合戦略策定後に新たに策定される各分野の計画などを勘案し、必要に応じ見直しも加えていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○野村総務部長 私から、4項目について説明させていただきます。資料2-1「公共施設等総合管理計画策定の進捗状況について」により、公共施設等総合管理計画の策定について説明します。

スケジュールは、前回の総務警察委員会で骨子を説明させていただきました。本日は素案について説明させていただき、これを受けて、パブリックコメントを12月から1月にかけて実施し、2月には、それを受けた後の計画（案）を本委員会で説明させていただき、3月に計画を策定したいと考えています。目標、取組については、骨子と同じですので、省略します。

次のページ、資料2-2「公共施設等総合管理計画（素案）について」で説明します。

①現状と課題です。公共施設の現状と課題、インフラ施設の現状と課題でポイントを書いています。公共施設全体ですが、約700施設、約4,100棟、総延床面積は約165万平方メートル、県民1人あたりに換算すると、約1.2平方メートルで、その下に目的別の割合を示しています。教育施設、住居系施設、主に県立高校や県営住宅ですが、このようなもののウエートが大きくなっています。一般的に大規模改修が必要とされる施工後30年を経過した建物が、延床面積ベースで、全体の約67%、3分の2ぐらいとなっています。インフラ施設の現状と課題です。橋梁については、更新時期の目安とされている建設後50年を経過した橋梁の割合が15%超となっています。これが20年後には、約60%にまで急増すると。下水道についても、老朽化で道路陥没の危険性が高いとされる敷設後30年以上経過した管渠の割合が35%超で、20年後には約95%、ほとんどそうなるということです。このように、多くの施設で老朽化が進行している状況ですので、計画的かつ効率的な維持管理更新が必要ということで、基本的な方針として、長寿命化・耐震化、保有総量の最適化、県有資産の有効活用という3つの基本的な方針にのっとり

取り組みを進めたいと思います。

次のページ、先ほど申し上げました公共施設の実施方針として、内容は9月の骨子で説明させていただきました。公共施設の類型ごとの実施方針の赤字がポイントと考えています。庁舎系施設については、小規模・老朽化施設は拠点施設に集約、国や市町村有資産の共同利用も検討と。2つ目の研究・検査施設については、研究テーマなどにに基づき、必要とされる規模や機能を維持する。集客系施設については、同じような種類の機能を持つ市町村や民間施設等の役割分担の再検討。教育施設については、少子化を見据えて、これまでも取り組んでいますが、高等学校の規模と配置の適正化を続けると。社会福祉施設については、セーフティネットを担う施設として、適切な規模、機能を確保すると。住居系施設、県営住宅等では、建替や集約等を計画的に実施すると。そこで生まれた余剰地については、まちづくり等へ活用していくと。警察施設について、交番・駐在所は施設機能の維持・向上を図る。防災拠点の施設については、災害時の拠点機能を確保していくという方針です。

次のページ、インフラ施設の実施方針です。類型ごとの実施方針ですが、道路・河川・砂防等については、「事後保全」型の維持管理よりも、「予防保全」型の維持管理に転換していくこと。上水道については、必要な更新・修繕を計画的、効率的に実施していくこと。治山については、優先度を踏まえた上での維持管理・更新を行うこと。土地改良施設については、効率的な維持管理、更新を検討すること。交通安全施設については、更新基準・点検結果等を踏まえて、更新を実施していくこと等を大きなポイントとしてまとめています。

素案については、説明を省略させていただきます。

2つ目、資料3「奈良県森林環境税について」に基づき、説明します。

森林環境税の概要ですが、県民税均等割に上乘せする方法で課税しています。平成18年度より導入し、期間5年間。平成23年度に5年延長して、今回3回目をどうするかという議論になっているところです。これについて、個人は均等割で年額500円、法人は、均等割額の5%相当額を税率としており、税金については、近年約3億5,000万円から3億6,000万円程度で推移している現状です。使い道ですが、第1期の平成18年度からは、施業放置林の整備を主軸として、里山づくりの推進、森林環境教育の推進に取り組んでまいりました。第2期の平成23年度からは、これらの取り組みに加えて、森林とのふれあい推進、森林生態系の保全に取り組んでいるところです。今までの取り組みは

表に記載のとおりです。

森林環境税に関して、県民アンケートを平成27年度に実施しました。森林環境税を活用した取組については、赤字で書いていますが、個人、企業とも9割弱の方から賛同いただいています。税を活用した取組の継続についても、大体6割の方から賛同いただいています。税額についても、個人で8割、法人で6割の方が現在の税額で賛成。見直し期間については、5年程度は適当との回答が約6割でした。このような状況について、右下に委員のメンバー表がありますが、奈良県税制調査会で議論いただいた結果、森林の有する公益的機能をより高めるため、森林環境税及び使途事業については、引き続き継続することが適当であるとの答申をいただいたところです。答申の内容については、次のページに記載しており、概要については、前のページに記載しています。

今後ですが、この答申を尊重して、平成28年の2月定例県議会において、継続の方向で、継続に必要な条例改正を提案したいと考えています。森林環境税については、以上です。

続きまして、資料4「法人県民税特例制度について」を用いて、法人県民税特例制度の概要について、説明させていただきます。制度の概要です。法人県民税については、税率を法人税額の4.0%としています。ただし、資本金や出資金の額が1億円以下、なおかつ法人税額が年1,000万円以下の法人については、税率を3.2%としています。その差の0.8%分の税収を社会福祉施設等整備基金に積み立てて事業に充当しています。なお、この特例制度については、多少税率や対象法人が異なる面はありますが、静岡県以外の46都道府県でこの仕組みで実施されています。

税収ですが、近年約3億2,000万円から3億7,000万円程度で推移しています。使い道については、使途事業ですが、障害福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設等の福祉施設等の整備に充てています。平成27年度末で条例の適用期限が到来することから、次年度以降をどうするかについて、奈良県税制調査会で議論いただいた結果、今後も新奈良総合医療センターの整備をはじめ、多くの関係施設の整備の計画があることから、税率も含めて、特例制度による超過課税と使途事業については、引き続き継続することが適当であるとの答申をいただいたところです。答申の内容は、次のページに記載しています。その概要について、前のページにまとめています。今後ですが、先ほどと同様、この答申を尊重して、平成28年2月定例県議会において、継続に必要な条例改正を上程したいと考えています。

続きまして、資料5「奈良県庁舎食事提供事業における基本協定の締結について」、この実施設計について、9月定例県議会で議決をいただきました。これについて報告します。食事提供事業の目的については、従来、奈良県職員互助会運営で職員食堂を継続的にやってまいりましたが、継続的な損失を計上したこともありまして、閉鎖したということです。奈良県職員の福利厚生のため、県庁舎における食事提供を民間事業者のノウハウを活用して実施するというので、食事提供時間は午前11時から午後2時まで。職員以外の来庁者の利用も可能。厨房周辺に午前11時から午後2時は食事場所、その他の時間帯は、打ち合わせ等に活用できる多目的スペースを整備するという内容です。基本協定は、公募をかけて、その結果、協定の相手方は、株式会社エル・スエヒロフードサービスで、協定締結日は、11月18日です。今後の予定です。実施設計、整備工事等をして、平成29年度春のオープンを目指しています。整備場所については、県庁舎6階の西側のスペースに、今までよりも多少、興福寺の南側が見えるところまで入った斜線部分が、多目的スペースが入っているところです。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○長岡危機管理監 それでは、私から、奈良県国土強靱化地域計画（案）について説明します。

資料6「奈良県国土強靱化地域計画（案）について」です。本計画は、国・地方が連携した事前防災・減災、迅速な復旧復興に資するため、施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に制定された国土強靱化基本法第13条に基づき、本県の国土強靱化に係る指針となるものを策定するものです。国においては、同法の規定に基づいて、国土強靱化基本計画が策定されたほか、国土強靱化アクションプラン2014、さらに2015が策定されたところです。都道府県においても、平成27年11月25日現在ですが、策定済みの同県を含め、44の都道府県で国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みが進められています。本県も平成26年度から検討を始め、平成27年度末を目途に策定作業を進めています。本計画は、本県で想定されている地震、水害、土砂災害といった自然災害に対する脆弱性評価を踏まえて、推進すべき施策を定めるものです。また、先ほど説明がありましたが、奈良県地方創生総合戦略の基本目標「住んで良し」における基本方向の一つである「安全・安心のまちづくり」と調和を図りながら策定するものです。

2つ目、地域計画の基本的な考え方です。計画では、災害による死者を出さない、災害に日本一強い奈良県を目指して、人命を守る、県民の生活を守る、迅速な復旧・復興を可

能にするという3つの目標を定めることとしています。また、目標の達成に向けて、本県の強靱化に取り組む際に念頭に置くべき項目として、本県の特性を踏まえるとともに、女性、高齢者、子ども、障害者等、多様な視点に配慮した施策の推進、ソフト対策、ハード対策の適切な組み合わせ、「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせなどを基本方針として定めることとしています。

次に、3つ目、想定するリスクに対する脆弱性の評価です。施策の検討に当たっては、本県が経験した大和川大水害、紀伊半島大水害、さらに南海トラフ巨大地震や奈良盆地東縁断層帯の地震といった本県で想定される自然災害を想定した上で、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定して、これを回避するために必要な取り組みについて検討し、推進すべき施策として取りまとめを行っているところです。この推進すべき施策については、次の2ページ、3ページに具体的なリスクシナリオごとに主なものを記載していますので、後ほど確認いただければと思います。

一番下、PDCAサイクルによる計画の推進です。計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルにより推進するとともに、重要業績評価指標KPIを設定して、定量的評価を行うこととしています。また、原則として5年ごとに計画を見直すこととしています。また、本計画の着実な推進のため、国と同様に具体的な事業をまとめた「奈良県国土強靱化アクションプラン」を毎年度作成することとしたいと思います。アクションプランには、県地域防災計画の実施計画としての意味もあわせて持たせたいと考えています。なお、本計画には、今年度で終期を迎える、先ほど説明しました「奈良県地震防災対策アクションプログラム」の内容についても継承したいと考えています。このような考え方にに基づき、本県として、国土強靱化地域計画を策定したいと考えています。

以上です。よろしくお願いします。

○一松地域振興部長 私から、奈良県エネルギービジョンの推進について、まず、エネルギービジョンに関連する事業について、平成27年度の取組状況の概要を報告申します。

資料7-1「奈良県エネルギービジョンの推進～平成27年度の取組状況～」ですが、県内における再生可能エネルギーの導入状況を表にして記載しています。平成27年9月末時点の数字ですが、平成22年度比で4.16倍、設備容量とすると23万8,921キロワットでして、平成27年度末の目標値である平成22年度比3.8倍を超えていると。平成27年度の主な事業の取組概要ですが、最初に、第2次エネルギービジョンの策定です。平成28年度を起点とする次期計画案を今回取りまとめまして、詳細については、

資料 7-2 で説明します。この計画案については、現在有識者や関係機関で構成する奈良県エネルギービジョン推進協議会等とも意見交換を行ったところです。

次に、再生可能エネルギーの普及ですが、太陽光発電の普及拡大の取組です。太陽光発電設備とあわせて、蓄電池や熱利用設備等を設置する家庭への補助件数については、平成 27 年 10 月 31 日時点で記載のとおりです。

次に、小水力発電の普及拡大ですが、小水力発電導入可能性調査及び設備設置の補助金申請とも 2 件となっています。続きまして、②の水道施設を活用した発電施設の導入促進ですが、県の御所浄水場で平成 28 年度末の完成を目指して発電設備の整備を進めているところです。

バイオマスの利活用の取り組みです。本県初の木質バイオマス発電所が大淀町内で整備されており、平成 27 年 12 月に竣工予定となっています。

エネルギーの高度利活用です。電気自動車等の導入促進の取り組みとして、県庁正面広場及び橿原総合庁舎駐車場に設置している急速充電器ですが、平成 27 年 6 月 1 日から有料化し、休日も稼働しています。利用実績については、記載のとおりです。

続きまして、奈良の省エネ・節電スタイルの推進です。節電協議会の枠組みを活用した啓発活動を行っています。現在については、冬季節電キャンペーンで、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、取組期間として鋭意活動を行っています。それから、「省エネ ECO チャレンジ」の募集・表彰の実施も行っています。また、中小企業向け省エネ設備導入補助の補助申請件数は、14 件となっています。

続きまして、緊急時のエネルギー対策の推進の取り組みですが、災害時エネルギー自給集落モデル検討事業です。孤立可能性集落の集会所等において、大規模災害時に一定期間のエネルギー自給を可能にするモデルを検討しており、応募のあった桜井市八井内地区と十津川村神納川地区を選定して、現在検討を行っています。

続きまして、環境省のグリーンニューディール基金ですが、平成 26 年度に合計 16 億 7,000 万円の配分を受け、県及び市町村等施設について、記載のとおり箇所数及び金額の配分を決定したところです。

ただいま説明しました取り組みの詳細については、後ろに添付の資料「奈良県エネルギービジョンの推進」に記載のとおりです。

続きまして、資料 7-2 「第 2 次奈良県エネルギービジョン（案）の概要」、現在策定中の第 2 次エネルギービジョンの概要に相当します。

1 ページ、取り組みの背景ですが、現在の背景として、国では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が行われていますが、県においては、この3年間、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの普及が進んでいるところです。続きまして、この再生可能エネルギーの導入状況についてグラフを示しています。全国的に太陽光発電が大多数を占めており、北海道、東北、北陸などの一部で風力や小水力がきて太陽光となっています。本県については、99%が太陽光発電となっている次第です。県内市町村の状況については、記載のとおりです。右の一番下②夏季・冬季における大手9電力会社の「予備率」の推移ですが、現行ビジョンの策定当時の平成24年と平成27年に公表された予備率を比較しています。予備率と申しますのは、各電力会社の需給見通しにおける電力供給余力を示す数字ですが、関西電力管内は予備率が現在も低い状況となっています。これらを踏まえて、地域資源の最大限の活用、安全・安心なまちづくり、省エネ・節電スタイルの継続という政策課題を踏まえて、エネルギー政策の方向性として分散型エネルギーの推進と地域へのエネルギーの安定供給を掲げています。

4の旧ビジョンについての内容は、資料7-1「奈良県エネルギービジョンの推進～平成27年度～」で説明します。2ページ、今申し上げました考え方に基づき、4つの政策の柱を立てています。エネルギーを活用した地域振興の推進など、4項目です。これに則して、目標となる数値案を示しています。目標の考え方は、年単位のスパンで数値が把握できるもの、県内状況やトレンド予測分析を踏まえて、現実的な数値を設定することを心がけています。具体的な項目として、エネルギーの供給側から再生可能エネルギーの導入量、需要側からは電力使用、さらに新たに熱利用の促進に関する項目を追加したいと思っています。具体的に申し上げますと、今後、導入推進し、力を入れていきたいものとして、a 太陽熱システム、b 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、いわゆるエネファーム、そして、家庭用を除くコージェネレーションシステムの3つの項目を設定したいと考えています。具体的な数値目標については、2ページ、3ページで記載しています。これら5項目の具体的な目標の数値については、次のビジョンの終期である平成30年度までの数値を関数計算等により試算して、併せて県内の導入状況、経済成長などを踏まえて、平成30年度の推計値を算出して、そこから少し努力して目指す形で数値を設定しており、具体的には記載のとおりとなっています。続きまして、4ページ、先ほど申し上げた4つの基本方針に基づき、具体的な施策に取り組むことによって、引き続き奈良県のエネルギー政策を進めていきたいと考えています。スケジュール表にあるように、平成27年12

月7日から平成28年1月8日までの期間で、第2次エネルギービジョンについて、現在パブリックコメントを行い、広く県民の意見を募集しているところです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○福井観光局長 私からは、資料8『奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」の進捗状況』について、説明します。

先日の本会議で知事が答弁した内容と重複する部分がありますが、改めて説明します。

まず、推進機関です。実行委員会の動きを中心に説明します。平成27年10月9日に実行委員会を設立し、このときに事業計画、事業予算の承認をいただきました。その際、大立山4基製作、モチーフは四天王と決定いただいたものです。その後、事業の運營業務の公募をして、11月6日にプロポーザルを実施しました。プロポーザルについては、2社から応募がありました。契約額が1億5,000万円で、株式会社電通関西支社が契約者として選定されたものです。今後は、今月の12月28日、第2回の実行委員会を開催する予定です。この実行委員会では、イベントの具体的な内容等について説明申し上げるとともに、年明けからの広報展開、祭り本番の警備、運営、アクセス等々について、広く委員から意見を求めていきたいと考えています。

イベントの構成ですが、これも知事から説明申し上げましたが、まず、4基の大立山の巡行にあわせて、地域の伝統行催事も平城宮跡に集結して、あわせて、お練り、舞台でのいろいろなステージイベントも実施するとともに、寒い時期ですので、県内市町村から自慢の一品ということで、約30店舗を予定していますが、平城宮跡で温かい食べ物を提供いただくということです。近鉄西大寺駅、JR奈良駅から平城宮跡まで一応無料のシャトルバスを運行したい思っていますし、平城宮跡の駐車場と近隣の駐車場も確保して、自動車による来場も適正に誘導していきたいと考えています。

集客広報ですが、イベントガイドブックを「関西ウォーカー」と契約して、ブックインブックで10万部、「関西ウォーカー」が販売されます。併せて、8万部を別刷りして、首都圏、関西圏等にも配布したいと思っていますし、ポスターチラシ等も、ほぼでき上がりがつつありますが、県内、関西の各駅の駅貼り、電車の車内吊りで、広告物による周知を図っていききたいと思っています。首都圏からの来場者も予想しています。それは、デジタルサイネージでこの事業の発信を行っていききたいと思っていますし、全国紙等の広告ページも予定しています。広く周知を図っていかうと考えているところです。

大立山の4基の四天王の関係は、藪内佐斗司氏が高野山霊宝館の四天王をモチーフにデ

ザインした内容をもとに製作しています。この四天王は、快慶作です。鎌倉時代初期に再建された大仏殿に、約13メートルの四天王が安置されていましたが、それも慶派の作ですが、同時期に製作されたものです。現在は焼失してありませんが、奈良とゆかりのある四天王ということで認識しているところです。今後の製作状況ですが、年内にほぼ製作を終えて、年明けに平城宮跡に輸送して、そこで再度組み立てて、イベントのリハーサル等に活用して祭り本番に備えたいと考えています。

2ページ、大立山まつりはあくまで誘客イベントの核のイベントとして、観光客が極端に落ち込む1月、2月を中心にキャンペーンを展開したいと考えています。資料中のカレンダーに赤囲みしているところがコアなキャンペーンの期間として展開していきたいと思っています。この時期に県内各地で、いわゆる火や炎などを中心とした伝統行催事がとり行われます。今取り組んでいる奈良県宿泊者限定ネットクーポンキャンペーンと連動させて、県内周遊滞在観光をこの時期推進し、宿泊客の増を図っていききたいと考えています。こういった伝統行催事のPRはガイドブック等で大きく取り上げていきたいと考えています。

3ページ、大立山と共に祭りを盛り上げる市町村の集結いただく伝統行催事の調整状況について記載しています。大立山の起源になった立山を平城宮跡に広陵町から出展していただく予定です。その他、ススキ提灯、戸閉祭のだんじり、ちびっ子桧垣本座、大淀町は猿楽発祥の地ですけれども、その能楽の演舞等々、また、曾爾の獅子舞などもステージイベントとしてお願いし、平城宮跡で盛り上げていただきたいと考えています。

最後4ページ、大立山四天王像の山車のイメージです。4つのキーとなるコンテンツをつくりたいと考えています。規格としては、幅、奥行、高さ等、記載の規模で製作を予定しています。FRP製でつくりますので、雨天のときも平城宮跡天平祭の対応と同じ形でできるだけ工夫をしながら進めていきたいと考えています。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○粒谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告、または、その他の事項も含めて質疑を受けたいのですけれども、10分ほど休憩します。

15:06分 休憩

15:19分 再開

○粒谷委員長 それでは、休憩を解いて開会します。ご発言をお願いします。

○川田委員 まず聞きたいのですが、奈良県地方創生総合戦略は、計画上との関連はどの

ような位置づけになるのですか。それを教えていただけますか。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 済みません。語尾が聞き取れなかったもので、申しわけありません。

○川田委員 もう一度申し上げます。奈良県地方創生総合戦略、奈良県人口ビジョン、今後策定をきちんとして、実行していくわけですね。これにおいて、奈良県で立てられているいろいろな計画との整合性はどのようになるのですか。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 今回地方創生の総合戦略で出させていただいたものについては、県の他の計画、いろいろありますけれども、例えば、先ほど資料1-2「奈良県地方創生総合戦略」4ページに組織を記載していますが、本部体制の中にいろいろな会議体等をぶら下げる形、ここでは、14の審議会等から成る産官学金労言の組織体をぶら下げて、そこで議論される計画等について、特に、奈良県地方創生総合戦略は、平成27年度に作成しようとしているところですが、そういう重要な会議体の意見も入れて、他の県計画との整合性を図りながら、例えば、KPIを設定する場合においても、健康長寿日本一であるなど、それぞれの計画で出てきている数字等を参考にしながら、総合戦略を立てています。

○川田委員 ということは、各計画との整合性はとれているという解釈でいいのですか。ところが、奈良県地域創生総合戦略は近年出てきたものであって、今まで立てられている計画がそのまま逆に当てはまっているということになればおかしな話で、その辺がまず1点と。

平成27年2月に公表されている「主な政策集もっと良くなる奈良県」があり、調べたら、平成17年度以降、総合計画は作られていないということですから、それが奈良県の総合計画にかわる計画になるのかと思うのです。奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例を読みましたら、5年以上の計画については、議会の議決を要すると、議会の議決要件に入っているわけです。そして、総合計画がない。それにかわるものが「主な政策集もっと良くなる奈良県」、全て入っているとは思わないのですが、そして、また別の計画的なものが出てくる。ほかにも奈良県国土強靱化地域計画(案)も出てきている。全体的な整合性、調整はどのように行われているのですか。逆に言えば、各計画も微調整は当然要ると思いますが、もう一回整合性をやっていただきまして、なぜこういうことを言うかということ、計画というのは、あくまでも議会の議決要件になっていますので、変更する場合も簡易な部分、字句訂正などは別として、変更でも議

会の議決要件が必要であるということで、それだけの位置づけをされて計画行政をやられているということなのです。それから考えると、総合計画をまず策定されることから始めないといけないのではないかと思うのですが。総合的なものがなくて、その枝葉がたくさんあるような状態というのは、計画の体をなしていないのではないかと考えるわけですが、そのあたりいかがでしょうか。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 全体的な答えになるかもわかりませんが、まず、「主な政策集もっと良くなる奈良県」についてですが、これについては、長期間の計画を立てるよりも、その時々時代の流れに対応していろいろな課題が出てまいりますので、県政全般にわたって全て網羅されているわけではないですが、それに対応するために、毎年度改定しながら作成しています。

それから、他の計画との整合性は先ほど申し上げたとおりですが、全般的な話としては、総合計画という固定されたものを作成していくよりは、時代の流れに合った形で、その時々課題に対応するために改定をしていくほうが、計画というか、「主な政策集もっと良くなる奈良県」に載せているような事業の執行といたしますか、そういうやり方のほうが妥当ではないかと考えてこういう形をとっています。以上です。

○川田委員 ここは重要なところなので、計画というのは、議会の議決要件でしょ。大体5年以上、説明は、1年の計画だから議会の議決が要らないということですよ。毎年度毎年度そのときの状況で変わっていく、変化していく必要性が合理的であるという答弁に聞こえましたが、もともと基本的な計画というのは、毎年度変えるものではないのです。これは政策体系ではないですか。政策体系をまず決めて、そして、それを具体的に達成していくために施策があつて、個々に分かれて事業という形態になっています。その形態の一番基本的なところが毎年毎年ころころ変わることは、おかしい話であつて、総合計画を立てて、それを議会の議決要件として、総合計画、基本的計画には細かくまで書きませんよね。大体政策集ですから、政策の内容、進む方向性を書いていくということですから、その中の微調整というのは施策範囲でやることで可能だろうというのが国のガイドラインでも評価制度を見ていると書かれています。総務省もガイドラインを出されて、各省庁の評価も得られてやっています。奈良県では、いつも9月に評価を出されて、2月に出される「主な政策集もっと良くなる奈良県」と整合性がとれているということで、あれも見させていただきましたけれど。来年度の基本的な方針、今もう出されたのですか。それがもとになって、2月の「主な政策集もっと良くなる奈良県」につながっていくという体系

になっています。P D C Aサイクルでいけばそうです。P D C Aサイクルという言葉を使うのはいいのですが、やはり体系をきちんと組み立てて、まず総合計画というものがなければ、毎年度毎年度変更するのは基本計画とは言いませんので。そのあたりをしっかりと組み立てていく、もしくは、「主な政策集もっと良くなる奈良県」、1年の計画でも、基本的計画については議会の議決を要するというように条例改正して、持っていかないと。また来年になって、観光がはやってきたからこのようなものをつくる、箱物をつくるということの根本的な内容が変わっていく可能性があるのです。それは予算執行を毎年度やっていくという使命があるわけですから、そのあたりの考え方をお聞きしたいのです。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 体系としては、主な政策集や重要課題に関する評価で、主な政策集、重要課題に関する評価については、主な政策集についての評価ということで行っています。体系は、主な政策集の方で、基本的に県政に重要であると考えられるプロジェクト等を庁内で議論しながら、こういう政策体系にしていこうではないかと毎年議論しながらやっています。それに基づき、主な政策集の政策体系を決めていますので、毎年変わるのをおかしいではないかというご意見もありますが、先ほど申し上げましたように、その時々に必要なものをどういう形で盛り込むか、何をしていくか、例えば、主な政策集の一番大きなところの政策課題についても、その時々で妥当なのかどうかを議論しながら、その年度の政策体系として出しているところです。以上です。

○川田委員 考え方が多分全然違うと思うのですが、基本的なものがないのに毎年変えるのが、合理的であれば、変えるのはいいではないですか。全くそれはだめだという方はおられないと思うし、例えば、大きな災害が来ているのに、いや、計画を組んでいるからこれはできないのですという方などいないわけで、それは構わないのですが、まず基本的な約束、基本計画というのは、まず県民とこういう方向でやりますよということを議会の議決要件として議決をもって約束するところに一番の重要な論点があって、だけれど、それは意味的には一緒ですが、毎年合理的にというのは、全く話している内容の論点が違うので、それはまた今後、日本の行政、世界の行政も含めて研究いただいた上で、総合計画は住民との約束だから必要だとなるのであれば、また出していただけるようにやっていただきたいと思います。ここでこれ以上論議しませんので、今後の論点としてお願いしたいと思います。それと、公共施設等総合管理計画もそうです。これも今の中に全部入ってきますので、本来、総合計画と整合性に基づいて立てていかなければいけないものになってくると思うのですけれども。

問題は法人県民税特例制度で、簡単に言いますと、目的税として0.8%をお願いして、それを先ほど野村総務部長から説明があった使途に使っているということです。使途事業について使っていくということです。障害福祉施設整備、老人福祉施設整備、児童福祉施設整備などいろいろ書いています。だけれど、今後、少子化対策ということでどんどんやっていかなければいけない。女性の進出をやっていくような形でしていかなければいけない。そういう予算も今後ついてくるだろうと今言われている中で、そういうところから予算を引っ張ってこられればいいではないですか。0.8%を法人税でプラスアルファして取るというのは、今、国が非常に努力して、安倍内閣総理大臣がアベノミクスということでやっている中で、決定ではありませんが、法人税も20数%下がると言われています。なぜ法人税を今現在下げて、企業の設備投資を図ってください、もっと設備投資を増やしてくださいと。そして、住民の消費喚起もやっていかなければならない。第一の矢と言われている金融緩和で、今現在で日本銀行の当座預金、300兆円になっているではないですか。今朝の日本経済新聞に出ていましたが、長期金利全部安くなって、30年物でもすごく安くなってきている。これは長期国債の買い付けの影響で、それももちろんあるのですが、それで量的緩和を行っている。イールドカーブから見れば、これからインフレにあまりならないわけで。それからいって、安倍内閣総理大臣、今頑張って、景気をよくしなければいけない、失敗したら、多分次はないと思います。だから、都道府県も同じ形で、方向性を一致してやっていかないと、0.8%と言いますが、消費税を2%上げるのも8%取られるのも、エネルギーの価格が上がるのも、県民からしたら払うお金は一緒なのです。だから、経済対策から、マクロから考えれば、可処分所得が減るということで消費の喚起にならないわけでしょ。だから、マクロ経済的にどうプラスの方向に持っていくかということから考えれば、こんな時期に、こういうものが必要であれば、ほかで予算対策したらいいではないですか。エレベーターホールの木質化も今やる必要ないので、そういったものをかき集めていけばいくらでもできるわけです。だけれど、これ以上税金を安くして有効需要をふやすということはケインズの考え方でも出ていますが、有効需要をふやそうと思えば、個人の消費喚起を行って、企業の設備投資をふやしていく。この基本的な行動が今必要で求められているわけでしょ。だけれど、なぜまた5年間、0.8%ふやすのだと。それなら設備投資に使っていただいたほうがいいではないですか。だから、これは今やっている経済対策、日本銀行も、黒田総裁は80兆円単位でもう一回打つだろうと言っていますが、今現在では、80兆円を打ったとしても、多分もう次の手はないです。

それでインフレにならなかつたらどうするのですか。物価上昇にならない、デフレ脱却ができなかつたと。これはもういろいろな意見がありますけれどね。サマーズの長期停滞論も出ていますけれど、金融緩和だけで経済がよくなるわけないので。なぜ国債を大量に買って、日本銀行の当座預金がどんどんふえて、資金ベースがどんどん出回っているのであれば別でしょうが、それも出回っていないでしょ、そんなに伸びていないですよ。今回法人税減税など背景にあるわけではないですか。ほか、歳出削減で医療費を削減したり、いろいろなことを財務省も頑張っていますが、それも一緒になってやっていかないことには、効果というのはいらないですよ。これも見てて、おかしい、全く意味わからないです。

普通、今でも、消費税も上げていかないといけないですよ。財務省は、プライマリーバランスを平成30年までに黒字化すると言っているのです。今でも10%に引き上げるのを延ばしたおかげで、その計算がまた全部変わってきているわけです。まして、輸出がふえた、税収が大企業がふえたと言うけれども、円安になっているわけですから、ドル換算ベースで輸出したけれども、販売数量がふえていたらいいのですが、ドル安になって、ドルで取引して円換算したときに、お金の価値がふえたように見えているだけであって、現実には、経済的な効果というのはいりますが、円安の効果はありますが、そういった効果になってきているということ。

ましてや奈良県、今、現金給与総額が一番最低水準です。下落が、平成17年以降、一番きつかったわけです。それから考えれば、今、これも一種の目的税の継続と言っているけれど、実際は増税です。今、逆の方向にしてどうするのかと。論理的に絶対説明できないです。これはまだ採決するのではないのですが、もう少し研究していただきたいです。

今、日本銀行の当座預金300兆円ある中で、本来動いているお金は10兆円程度です。だから、290兆円ぐらい多いわけでしょう。次に、80兆円も長期国債を買ったことで、それで景気がよくなるかどうかということが議論になってくるわけです。それで、次どうするのですか。日本銀行が、市中銀行が預けている資金から290兆円ぐらい借りたら、実際に10兆円ぐらいに減りますから、その中でなら、まだ長期金利を動かす効果は出てくるかもしれないけれども。だから、その辺になれば、今度はマイナス金利です。借りたらお金を払わないといけないから、逆にマイナス金利ですよ。短期、コール市場がマイナス金利になってしまうのです、ここがゼロに近づきます。だから、その辺も考えて、消費喚起するのであれば、0.8%といっても大きいですから、もう少しマクロ経済的に取り組まないと、今のこの何でもやればいいのか、障害福祉が大事なのは当たり前で、大事で

す。ほかのものを削ってでもやればいいわけで。そのあたりを意見として申し上げておきたいと思うわけです。

エネルギーも同じです。エネルギー施策で、この間も話して途中でやめてしまったのですが、エネルギーバランスも、結局、国のエネルギー政策で、今、原子力発電もどうなるかわからないですよ。エネルギーミックスが出ていますけれど、シェールガスが出てきて、それで今度OPECも減産している。石炭関係も安くなるだろう、こういう関係の中、今動いてる中で、原子力発電25の枠を国でもとると言っているけれども、25も、裁判の結果やそういったほかの状況も、地域の合意も要るからこれもわからないわけです。そうしたら、再生可能エネルギーをもっとふやすといっても、今の環境であれば、電気料金もものすごく高くなってしまいうわけです。例えば、電気料金が高くなるのであれば、その分増税しているのと同じことです。また消費が冷えます、奈良県内の消費が。だったらどうするのか。電気料金を安くしようと思えば、節電でふやしていくしかないわけです。節電といっても、もう冬になってきていますが、夏になって暑い中、高齢者が我慢して体を悪くされたでは、本末転倒になってしまうので、だったら、こんなお金を使うのであれば、逆にもっとほかのものを削って、節電家電家具の補助金を出すなど、そうしたら、消費もある、エネルギーの節電効果も出る。家電などは10年以上はできるわけですから、10年以上の効果が出てくるわけでしょう。スペンディングポリシー効果が出るではないですか。その辺の議論は、庁内の中でどのようにやられているのか、お答えいただけますか。

○野村総務部長 税のほうで、川田委員はもう一度検討してはどうだというご意見だったかと思いますが、先ほど資料4「法人県民税特例制度について」で説明させていただいたとおりでして、川田委員がいろいろ言われるのに、マクロ経済ではいろいろな景気の波があったかと思いますが。それでも昭和51年から、この税率は1%であったり、0.8%と多少変わったのですが、少なくとも平成3年からずっとこの0.8%を、マクロ経済とこの地域経済の法人がどこまでリンクしているかというのは、難しい問題だと思うのですが、奈良県において、企業の方々が法人活動を営まれている上で一定のご負担をいただこうと、それを社会福祉の財源に充てさせていただこうと。0.8%という割合でここ20年以上いただきながら、福祉施設に充ててきたという実態があります。このような実態がある中で、ではこの5年、また引き続き延長させていただいていいのかどうかについて、先ほど申しました、奈良県税制調査会の委員、林座長をはじめ、全国レベルの方々に入っていただいて、ご審議いただきました。その上で、冒頭にも申し上げたように、この

制度は、ほとんどの全ての県で実施されていますし、この程度の税率でやられているということからしても、継続することが適当だという答申をいただいていますので、私どもとしては、その答申を尊重して、2月定例県議会に継続の条例案を出させていただくことで考えています。以上です。

○川田委員 ゆっくり検討してください。答申をもらったからといっても、答申の中身を見てみますと、マクロ経済的な解釈をどこまでやられているのかわからないのと、よそがやっているからといっても、奈良県の場合、47都道府県の中で現金給与総額の下落率が1番下がっているわけではないですか、今、よその状況とは違うのです。だから、20年やっていたから、別に10年休んでも構わないわけで、何か対策をつくっていかないといけないのではないですか。その対策まで、前からやっているから今もやるのだと、先ほども言ったように、今の現状を考えてください。子どもの石油代も出ていないのですよ。個人消費をもっと喚起しないとだめではないですか。知事は、今頑張ってやっておられる観光は賛成ですけれども。あれは完全な経済対策ですよ。だから、それだけではだめなのです。あれもこれもあれもこれもと考えてやっていく必要があると思います。これは意見として申し上げておきます。

それと、財政関係のつながりということで、例えば、こういった財源関係で0.8%とっている。ほか、いろいろな施策を立ててやっていく。そういった中で、今、交付税措置を受ける、いわゆる起債だから、奈良県が得をしているのだという説明をよく聞くのですが、得をしているというか、有効に使っているというのですか。だけれど、これも、全国的に目を覚ませというのが多分財務省の意見だと思うのですけれども。現実的に考えたら、今、交付税の特別会計で、いくら借りているのですか、33兆円ですよ。先ほども言ったように、子どもたち、今、灯油もなくて、寒い中で勉強している。そして、33兆円というのは、特別会計から先食いしているのですよ。特別会計を先食いして、今後、将来、その子どもたちが大人になって返していく。こんなかわいそうなことはないではないですか。世代間格差も著しいです。甚だしいです。ということは、来年財源で賄えればいいですが、これも交付税措置でやります、国は、今、お金がないから、国債ももう限度あるでしょう。それで、財政投融资から大体このお金は来ているのです。これも返済していかないといけない。返済計画30年、60年、毎年1兆円単位で返していかないといけないのです。交付税は、その分減っていくのです。人口減となるから余計減るのです。交付税措置があるからやるとかやらないとか、それはあまり関係ないです。逆に、そういったものに特化し

てやることによって自主的な効果もなくなるではないですか。奈良県だったら、今やらないといけないことたくさんあるのです。だから、そういったものの見直しも、また予算審査特別委員会で聞きますけれど。

今詳しい資料を出しません、47都道府県中、5県ぐらい、完全に標準財政規模を割り込んでくる危険信号が出ています。交付税特別会計のそういうものでも。多分総務省は言わないと思うけれど、財務省あたりはしっかり見ていると思います。だから、一生懸命やることはやっていかないと。切るところも切っていかないと。あれもやったこれもやった、よかったと言っても、将来の子どもたちの世代間格差をこれ以上ふやしていくような行為は、政治家として言わせてもらいますが、本当なら憲法にそういうことをやるな、自分たちは自分たちのお金でやれと書いていただきたいと思っていますけれど、そういったところを今後の会議などで機会があるのであれば、ぜひともそういった議論もやっていただきたい。

最後1点、災害のことです。奈良県国土強靱化地域計画（案）も今回出ています。ポイントだけ端的に、簡単に聞きます。防災計画もかわるものになるとして、奈良県国土強靱化地域計画（案）においてやっていく。聞きたいのは、防災関係なら、レジリエンス、事業継続、能力向上が基本的になってくると思うのです。それなら、災害が発生したときに復旧時間と被害の大きさを減としていくことで、その両方が相まって災害が減っていくことになってくると。これが、防災の基本的な考え方です。そこで、国土強靱化計画も出てきているのですけれど。

まず、1点聞きたいのは、マネジメントレビューはつくっておられるのですか。ISOでそういうものもやられていますが、マネジメントレビューは、防災関係で一番重要なところになると思うのですが、その点いかがですか。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 マネジメントレビューというのは、承知しておりません、申しわけございません。

○川田委員 また見ておいてください。ISOのTC223です。ここにマネジメントレビューが言われています。ここでは首長の積極的な関与が不可欠とされているのですが、首長が全部のことができるわけがないから、それ以前に、どれだけの被害があったときにどういった事業がとまって、どれが稼働可能かなど、事前に全部計画を出しておきなさいと。神戸市へ行ってきて聞かせてもらいましたが、神戸市は出されています。

もう一つがISOの22301。ここにも同定化、現状分析、方針策定、計画策定、実

施、効果測定のやり方のマニュアルがでています。これが防災関係では、全国の標準規模になってきているのです。だから、そこをまずやらないと、計画さえないのに、実際なつたときにどうやって復興期間を短くするのか。復興期間というよりも事業開始期間です。減災は、橋を強くしたりなど、減災にもなるのだけれど、それ一つだけでは減災にならないので、両方一緒にやらないといけないというのが、今、防災の根本的な考え方。南海トラフ巨大地震でも170兆円ぐらいの被害規模の予想がされていて、ないのであれば早急につくっていく、計画を立てていかなければいけないのではないのですか。アメリカでも、ハリケーン・カトリーナの災害のときになかったから、後で大変苦労されたのです。だけれど、今はいいのをつくっています。神戸市は、もともと非常にしっかりしたものをつくっておられたのですが、あれからさらなる計画の踏み込んだ形で完璧に近いものをつくっておられるということです。県としてやはりつくる必要があると思います。検討いただいて、回答いただければと思います。以上、終わります。

○田尻委員 大立山まつりについてですが、さきの本会議での一般質問の中で、知事に対して私もかなり踏み込んだ形で内容等々でお伺いしました。その中でいろいろなことを、内容も含めて、知事も明確にお答えいただきました。その中で確認事項ですが、シャトルバスの運行を近鉄大和西大寺駅からとJR奈良駅からやりますと。知事は、たしか本会議の答弁で無料ですと言われたと聞いていますが、無料という解釈でいいのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、駐車場も確保していますともおっしゃっておられましたし、今、福井観光局長の説明でも聞きましたが、駐車場は今現在何台確保されているのかをお伺いします。

○林観光プロモーション課長 シャトルバスの有料か無料かですが、一応無料で運行したいと考えています。

駐車場の対策ですが、平城京天平祭、夜の事業を参考にしつつ、大立山まつりの今回来場者目標をつくっているのですが、それを参考にして、夏の平城京天平祭の駐車場のマックスの台数が入れ替わりも含めて846台という数字が出ています。今回、夏の平城京天平祭でもやっていますが、駐車場296台あるエントランスの駐車場をメインに考えて、さらに、国道24号の高架下の駐車場は180台あります。それ以外に、奈良市役所の駐車場は180台ありますけれども、それもケースによっては開放している状況ですので、そういったものを参考にしつつ、夏の平城京天平祭の例に倣いながら、駐車場計画について調整したいと考えています。以上です。

○田尻委員 それでは、単刀直入に申しますが、知事は3万人とおっしゃったと思います。5日間で3万人ですから、1日、単純計算ですと6,000人来られる。6,000人来てもらわなくてはならないと。そうしたら、6,000人の中で、今おっしゃった駐車場で十分だとお考えなのか、あるいは、これからもう少しいろいろな知恵を出しながら考えていかななくてはならないのではないかという点も含めて、現実を追っていただきたいと思います。2億円の大変ビッグなイベントですが、日にちが余りにも少ない。先日、毎日新聞に大立山まつりの広告が出ました。あれを読んで何をするのか全然わからないと。県の職員に聞いても、わかりませんと、正直な話、そのようにおっしゃっておられました。もちろん一般の人は、大立山まつりとは何ですかと、そのような話がありました。だから、5,000万円も広告料をかけるなら、今申し上げたように、もっと知恵を出して、もっとわかりやすく、第1回目ですし、知事が言っておられるように、ずっとこれから毎年冬のイベントとしてやっていくということであれば、1回目のイメージ、1回目というのはすごく大事なポイントだと思っていますので、その点を含めて、しっかりと考えていただきたいと思います。

既に県外の人にはこのような祭りが1月29日からやりますということで申し上げますが、奈良は混むし、駐車場はないし、平城宮跡へ行こうと思ったら歩いては遠いし、タクシーで行ったらどうだろうなど、アクセスの問題がやはりついて回りますので、広報されたとき、無料シャトルバスを出します、駐車場は何台用意していますということも含めて考えてもらったらいいと思います。

それから、これは民間ですのわかりませんが、例えば、県営プール跡地で1年ほど前に木下サーカスがされました。そのときの駐車場は、イトーヨーカドーと話をされて、あそこを指定駐車場にされました。そうしたら、1階の食堂街、ファーストフード、結構利用があり、あるいは、売り上げが上がったという実績があります。相乗効果があったわけです。これは、まさしく利口なやり方だったと思いますが、かなり広い駐車場を持っていますし、その面も含めて考えていただきたいと思います。

それから、1月29日から2月5日までの奈良県内のホテルの空き室状況を調べました。業界では主要11ホテルと言うようですが、そのうちの11ホテルの、どことは具体的に明かせませんが、1ホテルだけが満室でした。あとは、ほぼ5割を切っていたのが現状です。これが全て埋まるぐらい、知事がおっしゃった、泊まってもらえるもしっかり考えて、マークしながらやっていただきたいと思います。

それから、警察へのお願いというか、協力要請ですが、実は、朝9時10分ぐらいに、阪奈道路の宝来ランプのところを自宅から県庁へ来るのに通過しました。全くの偶然ですが、その時間に高架と下の平面から上ってくる人との衝突音、目の当たりにして、クラウンクラスと思いますが、走行不可能なぐらいにぐちゃぐちゃになってしまいました。あんな生々しいのを目の前で見たのは初めてですし、この前、本会議で質問したのが目の当たりに見たら、余りにも恐ろしくて、これは先々のことで考えていくと知事はおっしゃいましたけれど、やはり早急に何らかの形と知恵を出してやっていかなければ、知らない人が来られる、そういう事故で警察にも大変ご迷惑をかけたり、周辺の皆さんも不安になられるかと思えます。そういう意味では、タイムリーなことを的確に打っていただきますようお願いを申し上げ、そして、一緒に進ませていただきたいと思いますので、そのことを申し上げて質問を終わります。

○山村副委員長 今説明がありました大立山について、素朴な疑問ですけれど、1点だけ聞いておきたいのですが、このものを見せていただきましたが、かなり大きなもので、計画によりますと、これは車式になっていてみんなで引っ張るという感じになるのではないかと想定しているのですが、引っ張るのにどれぐらいの人数が要るのか。これは夜間にも行われるということですが、どういう方がそれを担われるのか、そのところを聞いておきたいと思えます。

○林観光プロモーション課長 大きさは、資料にありますように、幅7メートル、奥行7メートルで、大体車1台プラスアルファぐらいの重さ、1トンと少しぐらい、2トンまではいかないと思うのですが、車輪がついていますので、引くのに大体20人ぐらいかと考えています。引き手としては、市町村の方に声をかけたり、県内の大学などに声かけをしたり、県内の企業などにこれから声かけをしていきたいと考えています。実行委員会がありまして、実行委員会の形成、参画の企業者を中心に声かけをしていきたいと考えています。以上です。

○山村副委員長 普通、お祭りといいますと、地元の方が参加されて、地元の自治会、青年団、子供会などが、楽しくたくさんの方でそこにかかわって、引っ張ったりして楽しむというイメージがあるのですが、今回は運営会社が委託を受けて、運営もその業者がするというので、今言われた20人がどうかと思えますけれども、そういう形でいろいろな方に呼びかけておられるということですが、そういう点でも、本当にそれを定着していくことで言えば、何か地元密着と違う点で違和感をすごく覚えています。

それともう一つは、奈良市の職員が言われていたのですが、職員が動員されることにはならないのかと心配の声も聞いています。そういうことにはならないのだろうと知っているのですが、今後、本当に考えていかないといけない点ではないかと思っていますので、そのことを述べておきます。

次に、本日質問したいと思っていますのは、県庁職員の時間外労働の問題です。初めに申し上げておきたいのは、本会議の一般質問のときに、日本共産党の今井議員が写真を示して知事に質問しました。知事は、その答弁で、テレビの中継であるにもかかわらず、県民の皆さんに今井議員が示した写真について、いつもあのような状態だと誤解しないでいただきたいと言って、県議会を開いている最中だから職員が忙しくてこういう状況になっていると。議員の質問を早く出していただくと、職員の残業もなくなるのではないかと述べられました。全ての議員に質問を早く出すようにとまで言われました。これを聞いた県民はどのように思われるでしょうか。県民が、議員が職員に無理を言って残業をさせているような誤解をされる発言ではないかと思います。確かに質問で準備をされる、答弁される方々がいろいろな苦勞をされている面があることも、理解しています。ですが、議会制民主主義で、議員が議場、あるいはこういう場で質問をするというのは、非常に大切な仕事です。そのことを捉えて、職員の残業の原因であるかのように言われました。この質問については、私たちは取り決めどおり、2日前までには質問を提出することで約束を守っているはずですが。県庁で遅くまで電気がついている状態は、私自身も議会中以外の場面でもたびたび目にしています。予算編成の時期になりましたら、いつも遅くまで電気がついていますので、守衛に、何時ぐらいに最終の方は帰られるのかと聞きましたら、いや、泊まり込んでいると聞きました。それぐらい仕事をしている方も多くおられるということで、知事の現実を見ない不誠実な発言というのは、とても許しがたいものだと思います。直接知事に申し上げたいところですが、今回委員会がありましたので、この点については、きちんと申し上げておきたいと思います。このような発言は、しっかり働いている職員に対しても、また、私たち議員に対しても大変失礼なことだと思います。強く抗議します。

これにかかわりまして質問したいと思うのですが、知事が言われたことですから、もちろん職員とは認識が違うのではないかと思っていますのですが、野村総務部長はどのように思っていますか。長時間電気がついて、仕事をせざるを得ない状態の職員がいるという実態があることについて、どう思っておられるのか。そのことについての受けとめを聞きたいと思います。

○田尻委員 今、山村副委員長がおっしゃったことについて、実は先日の議会運営委員会で大変な問題になり、議会運営委員会の取り決めによって、議長から、知事に直接この真意を聞くと。それで、そのことについて、今度は14日の議会運営委員会に、知事がこのようにおっしゃっていたという真意を議会運営委員会で発表することになっています。だから、そのことは我々も聞いていませんし、野村総務部長も出ておりました、このことは一緒ですし、山本副議長もおられますし、だから、議会運営委員会のメンバーはそのことに対して、ここでやるというとおかしいですけど。知事に直接聞いておろすとおっしゃっていますので。そこの整理だけしてほしいと思います。

○粒谷委員長 わかりました。私は議会運営委員会の話は知りませんでしたので。

○山村副委員長 知事に直接聞いていただくことについては、そのとおりに計らっていただければいいと思います。私は知事の考えとは別に、この場で野村総務部長の考え、あるいは、人事課の考えについて、順次聞きたいと思っていますので、了解いただきたいと思います。

○粒谷委員長 野村総務部長、時間外労働について、一般的に今現在の奈良県の状況というのですか、知事の答弁とはまた別とさせていただきますので、一般的に今現在の奈良県の時間外労働の状況等について説明いただきたいと思います。

○野村総務部長 時間外労働のことについてです。6月の総務警察委員会で、総務部における過去の調査の結果としての平均時間はお示しました。ただ、それは平均ですので、個々の職員によってまちまちというのは当然あります。特定の職員に仕事が集中していないのか、仕事の配分の仕方は適切であるのかとかについて、きちんと把握していくことは重要だと認識しています。具体的に個別に把握する取り組みとしては、人事課で各所属長とのヒアリング、その他、職員の時間外勤務の状況なども含めて聞き取りを行っています。この聞き取りの中で特定の個人に業務が集中し、超過勤務が多くなっている場合には、所属長に対して担当業務の割り振りの変更や係の異動、繁閑調整を行うようにまずお願いをしています。また、各部局長には、特定の所属、特定の課や特定の係などに業務が集中しているような場合には、プロジェクトチームの設置や兼務発令、応援という形で、ほかの仕事をやっている方を一時的に少しこちらを手伝ってと、そういう兼務発令を行うなどで対応していただいています。

今年度における具体的な一例を挙げさせていただきます。税務部門において、特別整理プロジェクトチームを設置して、税務課と県税事務所職員で兼務発令を行い、例えば、県

税事務所で自動車税の徴収は、ある一時的なところで業務が集中するので、自動車税事務所の職員だけではその時期対応するのが難しいということがありますので、ほかの県税事務所の職員や税務課の職員も兼務発令をして、みんなでその時期当たるということで徴収率の向上に当たっている取り組みを進めています。そのような対応で部局長でやっていただいたり、各所属、各課の中においても、係内の職員の仕事の状況をよく見きわめていただきながら、仕事の割り振りなどの調整をしていただいて、なるべく特定の個人に集中して負担が多くなならない工夫を重ねていきたいと思っています。以上です。

○山村副委員長 今深刻な事態にあることを認識された上で、何らかの対策を考えて、もう既にそのことについては、一部実行もされているという答えであったと受けとめていいですね。

そういう中で、知事が答弁された中身を聞いていましたら、帰りやすい職場の雰囲気をつくる、意味のないつき合い残業をなくすということが対策として上げられていました。こういうことで本当に問題解決できるのかと答弁を聞いて思ったのは正直なところですよ。

そのことについては、職員労働組合のニュースでも書かれていましたが、例えば、サマータイムには、午後5時に消灯して、午後7時退庁で残業はしないと決められたということで、午後5時になれば、所属長が電気を消して回ると。しかし、消灯後も多くの職員が窓からの明かりを頼りにパソコン操作をしていると。誰も残業をしたくてしているのではない、そうしないと仕事が回らない。午後7時になれば、パソコンの手元も見えないということで、帰るか、ブラインドをおろして照明をつけて仕事をするという実態を生々しく報告されています。ということは、幾ら帰りやすい状況を生み出そうと思っても仕事が回らない。仕事が終わらない。根本的な原因はそこにあるので、この間、職員の定数が減らされてきて、さらに欠員が出ても充足がされない状況があると。いろいろな形での臨時的雇用の方も入れていただいています。正規職員でないとできない仕事というのはあるわけですから、仕事は減らない状態の悪循環になっているのではないかと思います。根本的には、職場のあり方、いろいろな工夫ももちろん大事ですが、そういうことから見直していかなくてはならないのではないかと思います。

実は職員から大変切実なお手紙をいただいたということで、「働くもののいのちと健康を守る奈良県センター」に届いたものですが、長期間にわたり長時間労働を繰り返しており、精神的にも肉体的にも限界が来ているということで、毎日のように23時過ぎまで、時には24時を過ぎる時間まで残業をしている。また、土日に出勤することもあると。し

かし、支給されるべき超過勤務手当については、予算の制限もあり、7月から8月はノー残業デー期間であることからゼロ時間、その他の月については、30時間までであり、土日については、幾ら出勤しても対象にならない。タイムカードの打刻さえ禁止されているという内容で、この状態が続いていくことで、投書された方自身が自殺も考えた、あるいは、同僚が自殺しないといけないぐらいの限界に陥っていると。本当に助けてほしいという痛切な訴えがありました。私はこれを見て、本当に胸が潰れる思いがしますが、2つの問題があると思います。

一つは、これほどまでの長時間労働で体を壊すかもしれない。実際に県の職員、長期休暇をとっている方が90名もいて、そのうち、精神的な問題で6割の方が休んでいる実態もあるわけですが、そういうことから見ても、命の安全が守られない恐ろしい職場になっていやしないかという点が1点。

もう一点は、労働に見合う対価、正しい残業代が支払われていない法令に違反する事態があるのではないかと。この2点の問題があると思います。この点について、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○野村総務部長 山村副委員から、投書があったというお話の中身と、それに対する対応として、体を壊したり、精神的に病んだり、あるいは、残業代が十分支払ってないのではないかとのお尋ねでした。

まず、1点目です。私どもも大変そのことは気にしており、長時間働くことによって、まず体調に変調を来したり、精神的に病まれたりということは、ご本人の今後の県庁での生活、仕事生活のことを考えてもつらいことですし、ご家族のことを考えても本当につらいことですし、我々組織にとっても、その方がそういう形で脱落する形になるのは、大変な痛手です。そういう方をなるべく減らしたい思いで、私どもも総務厚生センター、人事課がありますので、そこで私も口酸っぱく、それを何とか減らすことはできないのだろうか、何か減らすいい手だてはないのだろうか、いろいろほかの県で、例えば、最近発病される方々の率が非常に減ってきた県があれば、その取り組みを学んで、何をすれば効果的なのだろうか。調べてもらったところによると、やはり苦しくなったときに相談できる体制が十分にあることが、発病率が比較的低くとどまっている県の傾向だということが少しずつわかってきたところです。相談体制は、今もあるのですが、それをどうきめ細かくすればいいのだろうかということを常に問題意識で持っています。何かそこについても、効果の上がるような具体策に取り組んでいきたいと。まだ見えていないところがあり

ますので、そこを見つけながら、具体的な取り組みを一つ一つやっていきたいと。抽象的で申しわけありませんが、考えています。

労働に見合う対価ですが、超過勤務命令については、管理職がきちんと把握して、事前命令を徹底することが基本だと考えています。その部分については、事前命令をして、事前命令に対してきちんと職務を行った部分については、残業代をお支払いしているということです。ただ、山村副委員長が言われたように、一部例えば、持ち帰ってやっている方がいるのか、あるいは、電気は消しているのだけれども、明かりをつけてやっているような方々などは、一部そういう方がいるのかもしれませんが。また、先ほど申し上げましたように、仕事の組織全体での、課や係や、全体の中での仕事の割りつけ、進め方、仕事のやり方を工夫しながら、何とか今いる人たちで特定の個人に業務が集中しないやり方をそれぞれ工夫していきたいと思えますし、それでもどうしても難しい場合には、課を超えたプロジェクトチームや臨時的な職員を雇用して充てるというような工夫をしながら、何とか県民ニーズに応えられる仕事をやっていきたいと考えています。抽象的で済みません。

○山村副委員長 第1点目の健康に働くという点で、大変心配をされているという気持ちであることはわかりました。そのための取り組みも考えていることも、今答弁があったと思います。厚生労働省のガイドラインによっても、労働時間の設定改善委員会などを設置する、あるいは、労働安全衛生委員会があり、労使できちんと話をして、体調が悪いということもありますが、時間外労働が40時間、45時間を超えるという場合については、健康への配慮が必要だということで、その措置をとらなくてはならないことになりまして、80時間を超えたら、医師にきちんと相談をするという対応もとらなくてはならないということですが、そういうことをやろうと思いましたが、それぞれの人が正確に何時から何時まで働いているのかを、きちんと一人一人について把握しなくてはならないと思います。そういう点で、今、奈良県では、タイムカードはあるけれども、それは所属長は見ているが本人はわからない状況です。そういうことも改善しなくてはならないと思います。

それから、もう1点、働いても賃金が払われない法令違反というのは、完全な法令違反ですから、直ちに是正しなくてはならないことだと思います。先ほどの紹介の中でも、土日に出勤することがあってもタイムカードを押せない、あるいは、時間制限が決まっていて月30時間しか残業代は払ってもらえていないと言っているわけですから、既にそういう事態があるわけですよ。それを直ちに解消しなくてはならないと思いますが、それをどうされるのでしょうか。

先ほど野村総務部長の答弁の中でありました。私の質問に対して、タイムカードの出退勤時間と実際に残業命令で残業された時間と間に乖離があるのではないか。その実態はどうなっているのか調べてほしいということで、お調べになり、もらった調査結果が、何と総務部全体で調べたということですが、対象人数159人ということで、これを割り算で1人当たり何分という形を出して、問題がないかのような結果の報告をいただきました。これでは何の調査にもなっていないと思います。働きたくても残業はできない方もいるし、子育て中なら早く帰られます。そういう人も全部ひっくるめて平均で出すこと自体がそもそも間違っていると思います。それはお認めになっていましたが、やはり個別一人一人が何時から何時までどのように働いていたのかをきちんと調べて公表していただきたいと思います。個人が無理でも、例えば、何時間以上は何人、何時間以上は何人という方法もあるのではないかとと思うのですが、これほど職員の訴えが切実で大変な状況になっているときに、実効ある措置をとらないというのは、県庁はブラック企業と言われても仕方がないと思うのですが、その点伺いたいと思います。

○柘井人事課長 前回の総務警察委員会で報告しました。平均時間となっていると。これについては、やはり個別に把握するのが重要であるということの認識は、人事課においても同じです。しっかりと個別に把握していきたいと思っています。個別に把握したことに対しては、先ほど野村総務部長が答弁申し上げたとおりに、各所属長のヒアリング等でしっかりと対応していきたいと思っています。

法令違反の件についても、野村総務部長が申し上げたとおりですが、事前命令をしっかりと、所属長に対して退勤管理をしっかりとしてもらうことを徹底して、そういうことがないように取り組んでいきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○山村副委員長 所属長の命令なしに働いて、勝手に長いこと仕事をしているとも受け取れますけれども、決してそうではなくて、多くの皆さんはきちんと仕事をやり遂げたいという使命感に基づいてされていることだと思います。それをしっかりと評価するのは当然のことですから、そのことについては、実効ある改善を厳しく求めておきたいと思います。

少なくとも訴えがあった方も含めて、もちろん匿名ですから、どなたということではないのですけれども、そういう事例があるということも含めて、どのようにこのことについて対処して、きちんと対価を払われたのかどうかについても、今後報告を求めたいと思います。以上で今回終わっておきます。

○粒谷委員長 ほかに質疑はございませんね。

それでは、質疑をこれで終わります。

次に、委員長報告でありますけれども、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっておりますが、なら維新の会はどうかございますか。

○川田委員 反対討論しません。

○粒谷委員長 日本共産党はどうかございますか。

○山村副委員長 反対討論しません。

○粒谷委員長 それでは、反対討論なさらないということでございますので、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。